普天間飛行場返還アクションプログラム 〔返 還 へ の 道 筋 〕 (最終答申)

目 次

はじめに	•	•	•	•	•		1
1節 SACO最終報告の意味するもの							
(1)SACO(日米特別行動委員会)	•	•	•	•	•		2
(2)日米の見解	•	•	•	•	•		4
(3)騒音規制措置について	•	•	•	•	•		6
2節 普天間飛行場の現状							
(1)機能	•	•	•	•	•		8
(2)訓練の状況	•	•	•	•	•		9
(3)騒音の実態	•	•	•	•	•	1	0
(4)事件・事故の実態	•	•	•	•	•	1	2
(5)市民の反応	•	•	•	•	•	1	3
(6)普天間飛行場返還への市民、県民世論	•	•	•	•	•	1	4
3 節 沖縄の将来と普天間飛行場跡地開発							
(1)基地跡地対策準備協議会の取り組み	•	•	•	•	•	1	5
(2)基地跡地対策準備協議会の成果	•	•	•	•	•	1	5
(3)沖縄振興特別措置法	•	•	•	•	•	1	6
(4)円滑な基地跡地利用の展望	•	•	•	•	•	1	6
(5)返還アクションプログラムと跡地利用の整合	竹	Ė					
	•	•	•	•	•	1	7
(6)自立沖縄の視点	•	•	•	•	•	1	9
(7)普天間飛行場跡地開発の役割と現状	•	•	•	•	•	1	9
(8)普天間飛行場の跡地利用と課題	•	•	•	•	•	2	0
4節 米国における基地閉鎖・再編の動き							
(1)米国における基地再編計画の流れ	•	•	•	•	•	2	1
1)米国の基地再編の動き	•	•	•	•	•	2	1
2)4年ごとの国防戦略見直し報告	•	•	•	•	•	2	2
3)沖縄の海兵隊	•	•	•	•	•	2	3
4)海外基地再編の三つの流れ	•	•	•	•	•	2	4
5)米合衆国海外軍事施設の構成見直しに関す	·る	委	員	会	の	設	置
	•	•	•	•	•	2	5
(2)米国における基地閉鎖と環境回復	•	•	•	•	•	2	6
1)環境上の影響	•	•	•	•	•	2	7
2) 国防省の環境回復制度	•	•	•	•	•	2	7

5 節 在日米軍基地再編協議に向けた情勢							
(1)日本政府の在沖米軍基地の整理縮小に向けが	と方	針					
	•	•	•	•	•	2	8
(2)在沖海兵隊、3000人削減検討	•	•	•	•	•	3	0
(3)兵力見直しで一致	•	•	•	•	•	3	0
(4)普天間飛行場:米「代替なしで返還も」日本「	こ打	診					
	•	•	•	•	•	3	1
6 節 中間答申後の取り組み総括	•	•	•	•	•	3	1
7節 返還に向けて							
(1)今なぜ普天間か?	•	•	•	•	•	3	5
(2)今後の取り組み	•	•	•	•	•	3	6
(3)アクションプラン指針	•	•	•	•	•	3	9
(4)普天間飛行場返還アクションプログラム							
~5年以内返還のための骨太の方針~	•	•	•	•	•	4	0
資料編							
米国大統領声明	•	•	•	•	•	4	2
米国防認可法	•	•	•	•	•	4	3
2004米国軍事建設歳出法	•	•	•	•	•	4	4
北大西洋条約機構(NATO)の動き	•	•	•	•	•	4	7
ブッシュ米国大統領への宜野湾市長書簡	•	•	•	•	•	4	9
2003・12・2シンポジウム宣言	•	•	•	•	•	5	3
米軍への返還要請書	•	•	•	•	•	5	4
日本政府への返還要請書	•	•	•	•	•	5	5
沖縄県中部市町村会決議文	•	•	•	•	•	5	6
宜野湾市基地対策協議会委員	•	•	•	•	•	5	8

はじめに

なぜ今、5年以内の返還行動計画を策定するか。

なぜ今、普天間飛行場の5年以内の返還行動計画を策定するのか。その主な理由として次の3点を挙げることができる。第一には、普天間飛行場周辺で米軍へりの訓練飛行が年々激しくなり、地域によっては1日当たり200回を超えるようになって宜野湾市民の爆音被害の実態が極めて深刻化していること。

第二に1996年4月12日に日米両政府が普天間飛行場を5年ないし7年 以内に全面返還することを合意したにもかかわらず、満7年が経過した現在、 普天間飛行場をさらに16年以上も放置しようとしていること。

第三に、米国は海外米軍基地の再編を行おうとしており、この機会に返還が 合意されている普天間飛行場での米軍へリ飛行訓練の実態と爆音被害の実情を 内外に訴えて一日も早い全面返還を実現することが求められている。

さらに付け加えれば、国や県の協力の下で進められている普天間飛行場の跡地利用基本方針は平成17年度を目途に策定することとしており、引き続き5年以内に跡地利用計画の策定を実施することがのぞまれる。そのためにも跡地利用の具体的展開をはかるために5年以内の返還を求める必要がある。

普天間飛行場は、1945年の沖縄戦中に米軍が建設して以来58年にわたり米軍基地として使用されている。同飛行場は、市面積の約25%を占めて市中央部に位置し、本市の発展を阻害する最大の要因になってきた。

また、近年は米軍へリ部隊が常駐し、学校、病院、保育所、教会などの住宅 地上空で旋回飛行訓練を繰り返す米軍へリによる航空機騒音被害が著しく激化 している。その上にジェット戦闘機も飛来するようになり、市民はさらなる爆 音被害に晒されている。いまや普天間飛行場は最も危険な海兵隊航空基地とし て認識されるにいたっている。

日米行動委員会(SACO)において普天間飛行場の全面返還が合意され、 当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使の「今後5乃至7年以内に、十分な 代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表は、 宜野湾市民だけでなく沖縄県民に大きな期待を持って迎えられた。

そのSACO合意から7年が経過した今日、普天間飛行場は全面返還される どころか、年々米軍へリの飛行訓練が激しくなり、普天間飛行場周辺地域の住 民からは日夜繰り返される飛行訓練による爆音被害の一日も早い除去を訴える 声が宜野湾市に毎日のように寄せられている。

現在、国と県が進めている軍民共用空港の建設では、環境アセスメントに3

~ 4年、埋め立て工事に9年半、滑走路・施設建設に2~3年、機能移設に1年半などで早くても16年後にしか普天間飛行場の返還は実現しないことになっている。すでに7年が経過していることを合わせれば、1996年の日米合意から23年後の返還となり、戦後の米軍施政権下の27年にも匹敵することになる。

ますます激化する米軍へりの飛行訓練による爆音被害に日夜苦しめられている宜野湾市民にとって現状がこれ以上放置されることは許されるものではない。まさに、今日の普天間飛行場全面返還をめぐる状況は、一番危険な海兵隊航空基地である普天間飛行場を放置しようとするものであり、普天間飛行場返還の原点が忘れられ、「5乃至7年以内に普天間飛行場を返還する」という1996年12月2日のSACO最終報告の合意を無にするものである。

このような現状に対して宜野湾市としては、市民の生命と財産を守るために 返還を求めるアクションを起こして、日米両政府の全面返還合意を履行させる 必要がある。

また、米国の「基地見直し委員会」の議論及び日米両政府の米軍基地再編協議の開始など、米軍基地閉鎖・再編の動きが活発化している。2003年11月来日、来沖したラムズフェルド米国防長官は、「こんな所で事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘し、2004年1月13日外務省海老原北米局長はロッドマン米国防次官補から「普天間問題を何とかしたい。SACO合意の見直しを検討できないか」と提案を受け、2004年2月3日には外務省竹内行夫事務次官とアーミテージ国務副長官との「戦略対話」を終え、石破防衛庁長官と会談し、「SACO最終報告の見直しを検討したい」と協議の開始を求めたとマスコミに報道されるに至っている。

米国政府が在沖米軍基地を含めて海外米軍基地の見直しを進めようとする今こそ、普天間飛行場返還の原点に立ち返り、沖縄県民の基地負担の軽減を実現するため、海外米軍基地の閉鎖再編計画の中で5年以内に普天間飛行場の閉鎖・全面返還を実現することを強く求める絶好の機会である。

1節 SACO最終報告の意味するもの

(1) SACO(日米特別行動委員会)

政府は、外交青書「分野ごとに見た国際情勢と日本外交」の中で次のとおり触れている。「在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄県民の負担を軽減するために、また、日米安保体制の信頼性の向上のた

めにも、沖縄県民の声に対し、誠心誠意耳を傾けつつこの問題に誠実に対処することが極めて重要であるとの認識に立ち、95年11月に米国政府との間で『沖縄に関する特別行動委員会(SACO)』を設置し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄における米軍施設・区域の整理、統合、縮小や、訓練、騒音、安全等の米軍の活動に関連する諸問題についての検討を行ってきた。」

これは、SACOが、沖縄県民の負担を軽減することを主な目的として、設置されたものであることを述べている。私たちは、この原点をしっかり認識する必要があり、そうであれば、県民負担を軽減するとしたSACOの象徴でもある普天間飛行場の返還問題が、今もって滞っていることに大きな疑問を持たざるを得ない。普天間飛行場に関して言えば、SACOは破綻したのではないか。さらに、代替施設協議会を中心とする日本側の普天間飛行場に関する現在の動き(アセス実施を含めて10数年の建設期間等)は、早期に危険を解消し、騒音被害を解決すべきとして5年ないし7年で返還するとしたSACOの最終報告と矛盾しないのか。

日本政府の対応は、基地問題と振興策は表裏一体の関係にあることが 伺える。沖縄県側が基地で譲歩すれば、振興策について、国は大いに配 慮するとの図式が見える。

SACOを着実に実施することをベターとしている日米両政府や県政の今のスタンスからすると、基地の整理縮小の実現は、決して簡単ではない。しかしながら、過去に沖縄県民が動けば日米ともに真剣にかつ変わった対応が出てきたことを考えると、困難ではあっても不可能ではない。本来、SACOは、沖縄県民の負担を軽減することを主な目的としている以上、11の専用施設のうち7施設が県内への移設を前提条件にしているSACO合意そのものが、県民負担の軽減という面からすると、明確に矛盾していることを主張すべきである。

閣議決定に基づき設置された、普天間飛行場の「跡地対策協議会」では、平成17年度までに跡地利用計画策定の基礎となる基本方針を策定することになっているので、市民や市の考え方を明確に打ち出していける場として、大いに期待される。

また、本協議会において、沖縄振興特別措置法でいう、大規模跡地の 指定に基づく開発整備の手法も含めて、跡地利用に係る新たな法制度が 必要ないか、財政的な支援策等はじめ、国や県に対し具体的に要望して いくことも検討すべきである。

(2)日米の見解

日米安全保障共同宣言(96年4月17日) <橋本、クリントン対談>)

・米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、SACOを通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、96年11月までにSACOの作業を成功裏に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

日米安全保障協議委員会共同発表(96年12月2日) < 池田、久間、ペリー、モンデール会談 >

- ・日米安全保障協議委員会(SCC)は、平成8年12月2日に最後の会合を開催したSACOの作業を承認した。SCCは、SACO 最終報告に盛り込まれた計画及び措置を実施するために最大限の努力を行うことを誓約した。
- ・SCCは防衛政策及び米国の軍事態勢について、特に米国国防省の 4年毎の国防計画の見直しとの関連において緊密な協議を行う。
 - SACO最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について (閣議決定:96年12月3日)
- ・最終報告は、沖縄県における米軍の施設及び区域に関する問題についての日米間の共同作業に一つの区切りを示すものであるが、ここに盛り込まれた措置について期限を踏まえつつ着実に実施していくためには、米国との整理が不可欠であるとともに、国内においても、引き続き政府全体が協力して、あらゆる努力を行っていくことが必要である。
- ・このような考え方のもと、成功裏に結実したこの最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずることとする。

日米安全保障協議委員会共同発表(97年9月23日) < 小渕、久間、オルブライト、コーエン会談 >

- ・日米双方は、更にSACOの最終報告の実施について協議を行った。 最終報告は、米軍駐留に伴う沖縄の人々の負担を軽減するために、 沖縄における米軍の活動に係る手続きを調整することを目的とする 計画及び措置を含むものである。SACOに関する作業の過程にお ける重要な要素の一つは、普天間飛行場の移設である。日米安全保 障協議委員会は、この移設に関する問題について協議を行った。日 米双方は、最終報告の着実な実施を確保することに引き続きコミットしている。
- ・普天間飛行場の移設を含む SACO 最終報告の着実な実施の確保の ための密接な協議の継続

日米安全保障協議委員会共同発表(98年1月20日) <小渕、久間、コーエン、フォーリー>

・閣僚は、SACO最終報告の実施状況をレビューし、普天間飛行場の返還に必要な海上施設の建設に関する最近の情勢に留意した。日 米双方は、SACO最終報告の着実な実施及び緊密な協議の継続の 重要性を認識した。

日米安全保障協議委員会共同発表(2002年12月16日) <川口、石破、パウエル、ウォルフォビッツ>

- ・日本側は、99年12月の閣議決定(普天間移設)に従い、在沖縄海兵隊の普天間飛行場の移設と同施設が現在占めている土地の地元への返還に係る問題を取り上げた。閣僚は、SACO最終報告の実施に関する両政府のコミットメントを再確認した。閣僚は、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に際して、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持しながら沖縄県における米軍施設及び区域を整理、統合、縮小するとのSACO最終報告の目的に沿って、両政府が緊密な協議を行ったことを評価した。
- ・閣僚は、2002年7月の基本計画の策定を沖縄県民の負担を軽減するために両政府がとった一つの重要なステップとして歓迎し、同計画に基づいて、迅速に移設を進めることを確認した。

日米首脳会談(2003年5月26日)

<小泉、ブッシュ>首脳会談は既に10回程度あるが、最新の会談概要を掲載

・両首脳は、SACOプロセスの着実な実施により沖縄県民の負担を 軽減するといった在日米軍に関連する問題に取組み、日米同盟を強 化していくことが重要であることにつき意見の一致をみた。

日米両政府の認識は、現SACO最終報告の実施につき着実な進展の継続が重要であることを強調している点、ほぼ一致している。

しかし、一方では、いわゆるアーミテージ・レポートや麻生政調会長のように、日米の相応の要人からSACO等と違った提案があることも事実であり、海兵隊再配置検討の可能性や15年限定での1兆円にも上る建設など日本国民の理解が得られないとする考えは、決して的外れではない。とりわけ、日本の財政状況からすると、ダム以上に無駄な公共事業の一つとして考えられ、移設を前提とする代替施設の建設の不要性は国民に十分に訴え可能と考える。ちなみに、政府のいう「骨太2003」では、国庫補助負担金について、18年度までにおおむね4兆円を目途に廃止、縮減を図り、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革するとしている。

(3)騒音規制措置について

SACOの最終報告では、次の「騒音軽減イニシアチブの実施」の項目の中で、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意は、既に実施済みと述べている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐 現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施 設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機の AV8航空機の移駐は完了した。

普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行

しかしながら、騒音対策が十分でないことは、本年の6月県議会の 県側の答弁でも明らかである。その答弁内容を抜粋すると。

「平成8年3月の日米合同委員会における航空機騒音規制措置の合意 後、県が実施した普天間飛行場周辺における平成13年度の航空機騒音 の測定結果を見ると平成7年度とほぼ同様の値となっている。米軍は航 空機騒音規制措置について、遵守するよう努力していると言明している が、米軍の任務に必要とされる場合は、必ずしも規制措置に拘束されな い内容となっており、飛行場周辺の住民の負担を軽減するためには、同 規制措置の厳格な運用が必要と考えている。県としては、今後とも航空 機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に働きかけたい と考えている。」としている。

また、県は、平成15年8月18日に平成14年度の普天間飛行場周辺の航空機騒音測定結果を公表し、同月20日には、米軍や政府出先機関に対し騒音軽減を求めた。普天間や嘉手納飛行場で、依然として激しい騒音が記録されており、航空機騒音規制措置が順守されていないとの考えから、今回、県は国に対し航空機の飛行コース等飛行実態を明らかにするシステムを設置し、データを公表することなどを求めている。

このように、日米合同委員会における航空機騒音規制措置の合意が、 十分に守られていないことは、ここ2年間の県の航空機騒音調査結果か ら、明白となっている。

また、騒音対策等が十分でなく、住民に大きな負担を強いていることが、平成14年10月に日本政府と普天間基地司令官を訴える普天間爆音訴訟に端的に表れていると言える。同訴訟では、原告数は404名に達し、訴訟の請求は、(1)午後7時から翌日午前7時までの飛行と55dBを越えるエンジン調整の禁止 (2)午前7時から午後7時まで、65dB以上の飛行禁止 (3)国による騒音測定の義務化 (4)過去と結審から1年分の損害賠償を柱にしている。

一方、普天間飛行場の航空機騒音問題を考える場合に、注意すべきは、常に被害感や危険を感じている宜野湾市民等の住民は、その深刻さを感じているかもしれないが、その他多くの県民にはその実態が知られていないことを認識しなければならない。日本政府の要人等に普天間の実態を知らしめることも大事だが、まずは県民に、普天間飛行場の航空機騒音の実態を、具体的なデータや映像等で示して、知らしめていく努力が求められる。当然これらのデータは、日米両政府等への早期の基地返還要請に積極的に活用されるものであることは論をまたない。

したがって、騒音被害を広く県民や市民に周知することは、これからの普天間飛行場問題を解決する上で、最も大事なことであり、市は、 予算的・人的措置を含めて優先的に対応するよう検討すべきである。

2節 普天間飛行場の現状

(1)機能

普天間飛行場の建設は、去る沖縄戦で米軍の占領と同時に作られた基地である。住民は捕虜収容所に捕らわれ、収容所から居住地へ戻ると、そこは飛行場が建設され帰ることができなかった。住民は、開放された一部の土地で借地をし生活せざるを得なかった。

開放された土地も一斉に開放されたわけではなく、徐々に長い年月にわたり 開放され、基地の周辺に市街地が形成されていった。

- 1) 所在地: 宜野湾市(字宜野湾・字野嵩・字喜友名・字新城・字伊佐・字大山・字真志喜・字大謝名・字佐真下)
- 2)面積:4,806千㎡
- 3)地主数:2,615人(地主会加入者 02年4月)
- 4)年間賃借料:59億699万円
- 5)主要建物及び工作物

建 物:基地司令部、第36海兵航空群司令部、格納庫、管制塔、整備 修理施設、兵舎、消防署、診療所、体育館、クラブ、教会

工作物:滑走路(2,800m×46m) 燃料タンク、アンテナ、プール

- 6)基地従業員:174人
- 7) 軍人・軍属:約3,700人
- 8)米軍部隊名

管理部隊名:普天間航空基地隊

使用部隊名:普天間航空基地隊司令部、第1海兵航空団第36海兵航空群、第18海兵航空管制群、第17海兵航空支援群A分遣隊、第262 海兵中型へリ中隊、米海軍口経測定事務所、海軍調査部、その他

9)施設の現状及び任務

宜野湾市の中央部に位置するこの施設は、第3海兵水陸両用部隊の第1海

兵航空団隷下第36海兵航空群のホームベースとなり、ヘリ部隊を中心として約71機の航空機が配備されているといわれており、在日米軍基地で最もヘリを中心とした基地となっている。

この施設は、他の在沖米海兵隊施設と異なり、在沖米海兵隊基地司令部の管理施設外となっており、普天間航空基地隊によって管理運営され、駐留各部隊が任務を円滑に遂行できるよう後方支援活動体制をとっている。このため施設内には、さまざまな施設等があり航空機基地として総合的に設備されている。

10)常駐機(71機)

固定翼機(15機)	ヘリコプター(56機)
・KC-130 12機	• C H - 4 6 2 4 機
• C - 1 2 2 機	・CH-53 15機
• T - 3 9 1 機	• A H - 1 1 0 機
	・UH-1 7機

(2)訓練の状況

1) ヘリによる住宅地上空での低空旋回飛行訓練

最も危険で騒音を発生させるものとして、ヘリによる住宅地上空での低空旋回飛行訓練が頻繁に行われている。訓練の方法は、早朝から夜間の間、時間に関係なく行われ、飛行訓練の基礎といえる離発着(タッチアンドゴー)訓練が住宅地上空で行われている。旋回訓練であるため、旋回地点の上空を5分間隔、頻繁の場合は30秒間隔でヘリが通過し、1~3時間継続した飛行訓練を行っている。

2) 固定翼機の訓練

KC-130空中給油機及び嘉手納基地所属のP3C対潜哨戒機の長時間に わたる旋回飛行訓練が頻繁に行われており、又、FA-18ホーネットが度々 飛来し、受忍限度を超える騒音を発生させている。

3) 米軍基地間移動の訓練

普天間飛行場を離陸したヘリは、北部訓練場、キャンプシュワ - ブ、キャンプハンセン等の訓練場で空陸一体となった訓練を行っている。そのため、早朝から深夜にかけて基地間移動のための離発着が頻繁に行われている。

(3)騒音の実態

- (1)日米安全保障協議委員会(SCC)は、沖縄県民の負担を軽減するSACO最終報告を受け、最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することになるとし、SACOの最終報告を承認している。しかし、普天間飛行場周辺住民の負担は一向に改善されていないのが実情である。
- (2)岩国飛行場に配備されている14機のAV-8Bハリアー は、平成8年5月に米国に帰還していることは確認ができる。(岩国市基地対策課平成15年7月発行:「基地と岩国」更新データ集より)しかし、KC-130航空機については、今だ居座ったままとなっている。

1) 平成14年度航空機騒音測定結果の概要

(平成14年度沖縄県:航空機騒音測定結果)

浿	定地点	環均	竟基準値	測定期	期間内	日平均	2騒音	日平均	匀騒音	油豆	三期 間	測定
	測定局名	類型	WECPNL	平均W	ECPNL	発生	回数	継続累	積時間	例及		日数
1	野嵩		70	<u>76.1</u>	<u>(79.3</u>)	31.4	(29.6)	17 分	26 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	360
2	愛 知		75	63.9	(65.2)	19.5	(19.3)	9分	51 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	359
3	我如古		70	66.9	(68.0)	26.2	(25.6)	10 分	27 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	349
4	上大謝名		70	<u>81.8</u>	(86.6)	99.0	(81.5)	48 分	30 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	359
5	新城		70	<u>72.6</u>	(72.4)	77.3	(24.6)	37 分	59 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	352
6	宜野湾		70	67.9	(67.0)	6.1	(11.1)	4 分	40 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	358
7	真志喜		70	<u>70.1</u>	(70.0)	35.0	(29.8)	14 分	52 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	360
8	大山		75	69.4	(68.8)	31.9	(2 5.0)	11 分	26 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	352
9	安波茶		75	68.8	(68.8)	7.5	(8.1)	2 分	42 秒	H14/4/1	~ H15/3/3	331

- * WECPNLの下線付きの値は環境基準値超過を示す。
- * WECPNL及び日平均騒音回数の()内は平成13年度の値を示す。

2)測定結果

普天間飛行場周辺においては、9測定局中4測定局で環境基準値を超過しており、特に、上大謝名局81.8W、野嵩局76.1Wにおいて大幅に超過している。

3)日平均騒音発生回数について

騒音発生回数は、9測定局中7局で前年度より増加している。特に、新城局では、77.3回/日と前年度の24.6回/日から大幅に増加している。

4)騒音発生回数について

騒音発生回数は、9測定局中7測定局で前年度より増加しており、特に新城局においては前年度より大幅に増加している。また、平日に騒音の発生が集中し、特に、上大謝名局、新城局において顕著に現れ、火曜日、水曜日、水曜日に騒音発生は集中しており、住民生活に対し影響が大きい。

5)22時から翌朝7時の間の騒音発生回数について

平成7年度から継続測定している野嵩局、真栄原局においては平成7年度から平成8年度にかけて大幅に減少し、その後、野嵩局においては、横ばいかやや減少傾向である。しかし、上大謝名局は平成11年度から増加傾向にあり、平成14年度は100回を越えるようになった。

6) 平成14年度航空機騒音測定結果について

普天間飛行場周辺における平成14年度航空機騒音測定結果は、平成13年度と比較すると騒音発生回数が増加している測定局が多く、特に、新城局で大幅に増加した。また、22時から翌朝6時の間の騒音発生回数が昨年度より大幅に増加している測定局があることから、普天間飛行場から発生する航空機騒音は周辺地域の生活環境に対し大きな影響を与えている。

7)深夜の航空機騒音

2 2 時から翌朝 6 時の間の騒音発生回数が昨年度より大幅に増加している測 定局は、上大謝名局である。

上大謝名の平成14年度の深夜の飛行回数は、512回で、12月の218回が突出している。その内で12月23日に51回を記録している。その日の日報からすると市民が一日の憩いとなる夕暮れの時間から飛行訓練の大半が開始され、20時から23時48分まで継続的に騒音が発生している。

8)飛行回数からみた市民生活被害の実態

大幅に増加している騒音の発生が集中している上大謝名局の実態について、 顕著に現れている2002年9月17日(火)の航空機騒音測定結果の日報を 見れば明らかである。

午前7時2分46秒から飛行訓練が開始され22時10分11秒までにおいて19時の1時間を除いて、一日中にわたって騒音の発生があることが分かる。 付近住民にとって、このような状況の中で、人間の生活する環境がどこにあるのだろうか。市民の我慢の限界を超えるものとして理解できる。

(4)事件・事故の実態

米軍基地関係事件・事故の推移

SACO合意以降、基地関係の事件、事故の県民生活の負担軽減は図られたのだろうか、米軍基地そのものから派生する事件・事故については平成8年度からの推移を見た。

また、米軍構成員等に関する犯罪検挙状況については、異民族支配下の沖縄の歴史的背景を踏まえるために、昭和47年本土復帰からの推移を見た。

米軍基地関係事件・事故状況

	H 8	H 9	H10	H 11	H12	H13	H14
航空機関連	6	3	1	1 1	7	8	6 0
流弾等	0	0	0	0	0	0	2
廃油等流出	3	4	3	3	3	5	8
原野火災	1 5	1 8	1 2	7	1 2	5	1 2
その他(演習)	1 1	2	2	3	4	2	1 3
その他事件・事故	6	5	8	1 1	6	8	1 0
計	4 1	3 2	2 6	3 5	3 2	2 8	105

(沖縄県発行:H15版沖縄の米軍及び自衛隊基地より)

米軍構成員等による犯罪検挙状況

(単位:件)

	S 4 7	S 5 8	H 元	Н 8	H 1 4
凶 悪 犯	2 4	1 5	7	3	2
粗暴犯	7 7	3 8	2 1	6	1 1

窃 盗 犯	5 1	1 1 4	1 1 0	2 4	4 1
知 能 犯	1 6	8	2	0	4
風俗犯	1	0	0	2	2
その他	5 0	3 6	2 0	4	2 1
計	2 1 9	2 1 1	160	3 9	8 1

(沖縄県発行: H 1 5 版沖縄の米軍及び自衛隊基地より)

基地があるがゆえに起こる米軍基地関係の事件・事故は、平成8年12月SACOの合意によって、基地からの県民生活への負担は大きく変化するものと期待が寄せられた。

しかし、平成14年度の航空機関連の事故は今までの件数をはるかに上回り、一気に60件を数えた、それは、これまで宜野湾市や宜野湾市議会から再三再四にわたって指摘されてきた普天間飛行場所属CH-53、UH-1へリによる燃料タンクの落下事故、不時着事故が含まれていることに、宜野湾市内の住宅地上空における米軍機の日常的飛行訓練は市民生活を危険に晒し、犠牲の上に行われていることに他ならない。

2001年1月12日(金)の琉球新報朝刊社説の見出しに「米兵わいせつ・抗議しても抗議しても 日本のどこにこんな所が」との記事が掲載された。

内容は、どうして、こうも繰り返されるのだろうか。今度は、在沖米海兵隊員がハレンチな行為で県警に逮捕された強制わいせつ事件が起こった。米兵の犯罪に対する県民感情は、一段と敏感だ。その背景には、戦後、半世紀以上、新しい世紀に入っても変わらぬ基地の重圧がある。基地から派生する爆音などの被害や、事件・事故が後を絶たぬことへの怒りと不安の表れでもある。

沖縄では戦後、長い間、少女拉致殺人、女性殺人事件等、女性を被害者とする事件が相次いだ。復帰後も米兵により事件・事故は後を絶たない。

1995年には少女乱暴事件が発生、八万人余が結集する県民大会が開かれた。このようなところは、沖縄のほか、日本全国のどこにあるのだろうか。というものだった。

(5)市民の反応

行政へ寄せられる市民の声(苦情電話・基地被害110番:

098-893-4400)

普天間飛行場から派生する騒音被害等について市民から苦情が寄せられてお

り、離発着の際の墜落の不安やジェット戦闘機およびヘリコプターの騒音、ヘリコプターの旋回訓練、民間住宅地上空での低空飛行、夜間飛行による騒音など多様な被害状況が伺える。

基地政策部が設置した基地被害110番については、市民への周知度が低く件数的には少ない実態があるが、上記のような苦情に加え不眠や不安感等の健康被害を訴えるものもある。行政側はこのような市民生活に影響を及ぼす実態がある以上その状況を把握しなければならない。住民には騒音が日常的にあるため聴覚も慣れ被害意識が薄れていることや行政に通報しても改善が見られず市民の声が米軍へ届いていないとの不信感を抱く声もあり、行政側が受身ではなく積極的に被害状況を調査、分析し市民の前に明らかにすることが必要と考えられる。

(6) 普天間飛行場返還への市民、県民世論

a . 2 0 0 2 年県民意識調査結果

復帰30年にあたって沖縄タイムス社が朝日新聞社と共同で実施した世論調 香は次のとおりなっている。

(調査期間:2002.4.25~26)

(回答対象者 :全国1,798、沖縄879)

	「沖縄」	「全国」
県内移設反対	6 9 %	5 7 %
基地の段階的縮小	6 9 %	7 2 %
ただちに全面撤去	18%	1 0 %
地位協定改定すべき	9 0 %	8 9 %

b.2003年全国意識調査結果

基地問題の最大の争点の米軍普天間飛行場の移設問題について、琉球新報と共同通信社が実施した世論調査結果は次のとおりとなっている。

(調査期間: 2003.10.31~11.1)

(回答対象者 :約14万人)

海外に撤去 48.6% 嘉手納基地に統合 14.7% 国内のどこかに移設 9.2% 辺野古移設に賛成 9.6% わからない 10.5% その他 7.3%

二つの調査から判明することは、市民、県民は県内移設に反対であり、あたかもそれを迷惑施設としてとらえていることである。

3節 沖縄の将来と普天間飛行場跡地開発

(1)基地跡地対策準備協議会の取り組み

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、普天間飛行場の移設に係る政府方針を閣議決定(平成11年12月28日)した。

それは、沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合・縮小を着実に推進するなかで、返還跡地の利用の促進及び円滑化は、沖縄の将来発展の視点と共に、駐留軍用地の地主をはじめとする住民生活安定の視点からも課題となってきている。また、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に伴って、駐留軍従業員の雇用の安定確保が求められるところとし、沖縄における米軍施設・区域の成立の経緯等にも留意しつつ、また、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の着実な推進を図る観点から、新たな制度的枠組の確保を含む的確な対応が不可欠であると認識し跡地利用の促進及び円滑化のための措置として、基地跡地対策準備協議会が設置された。

(2)基地跡地対策準備協議会の成果

跡地対策準備協議会は、第六回の協議結果を踏まえ、取り組むべき手順等に 応じて整理を進め、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分 野ごとの課題と対応の方針について取りまとめられ、跡地対策準備協議会から 跡地対策協議会へ移行することになった。

なお、閣議決定に基づく駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化に係る新たな法制の整備については、沖縄振興新法に盛り込むこととなった。

(3)沖縄振興特別措置法

跡地対策準備協議会において、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に関し、取組分野ごとの課題と対応の方針が取りまとめられ、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法において駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置の法制上の枠組みが確保された。

このような体制の整備の進捗を受けて、沖縄振興計画において駐留軍用地跡地は、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効活用を図り、また、県土の均衡ある発展を目指し、それぞれの地域特性を踏まえた跡地利用を促進することが位置づけられた。

併せて、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が改正された。

(4)円滑な基地跡地利用の展望

これからの円滑な返還跡地利用計画を推進するため、跡地対策協議会が設置され平成15年度から動き出すことになる。まさしく国、県、市が緊密な連携を図った、一体となった事業推進の原動力である。

跡地対策準備協議会での成果や沖縄振興計画を踏まえ、積み残された課題の解決と跡地利用の展望をより前進させていくものにしなければならない。

そのために、駐留軍用地返還跡地を沖縄振興のための貴重な空間として、有効利用を図るための跡地対策準備協議会が第一ステージとするならば、跡地対策協議会は、第二ステージと位置づけることができよう。

この第二ステージにおいて、円滑な基地跡地利用の展望を切り開くものとして、次のことについて国、県において、具体的な前進が図れるよう善処策を求める。

1.返還跡地開発の遅延要因として、第一点目に返還時期の明示の遅れが挙げ

られている。当初合意の最終期限の7年が経過した今日、日米両政府は、平成8年12月の普天間飛行場の返還合意に至った所期の目的達成のため、返還時期の明示について、宜野湾市民の納得のいく結論が得られるよう5年以内の閉鎖に向けて、早急な日米合同委員会の開催を行うよう強く要望する。

- 2. 第二点目に、公共公益施設の整備のための用地取得については、県は、早い段階から安定的な土地の先行取得への支援のあり方を具体化することと、 併せて、国は、計画的、年次的財政措置が図れるよう要望する。
- 3. 地形、地質等について、返還前の立入調査の円滑な実施。
- 4. 広域的観点に立って跡地周辺の都市施設整備にあっては、跡地再開発事業の一環として取り組まれることであること。
- 5. これまでの国、県、市、の協議において整理された事項について、反故する事がないよう、着実な事業推進を要望する。

(5)返還アクションプログラムと跡地利用の整合性

1.「普天間飛行場の移設に関する政府方針」(平成11年12月28日閣議決定) を踏まえ、国、県、宜野湾市は、跡地対策準備協議会の議論の結果、普天間 飛行場の返還跡地利用への対応として、普天間飛行場等大規模駐留軍用地跡 地の利用推進を図るために沖縄県、宜野湾市が行う跡地利用計画の策定及び その具体化の方策として、国の助成によって普天間飛行場に関連する跡地利 用推進事業の各事業が実施されている。

事業の内容は、次のとおりとなっている。

- 1) 普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査(県・市事業)・・・H15~H17
- 2) 宜野湾市都市マスタープランに関する調査 (市事業)・・・H13~H15
- 3)地元意向に関する調査(市事業)・・・H13~H20
- 4) 自然環境等現況調査(市事業)・・・H13~H16
- 5) 文化財に関する調査(市事業)・・・H13~H20
- 6)中南部都市圏域計画に関する調査(県事業)・・・H13~H15
- 7) 導入機能に関する調査(県事業)・・・H13~H15
- 8)中南部都市圏産業・機能プロジェクトの実現可能性調査(県事業)・・・

H 1 3 ~ H 1 5

- 9)中南部都市圏住宅関連調査(県事業)・・・H13~H15
- 10)埋蔵文化財広域発掘手法検討調査(国・県事業)・・・H13~H15
- 11)大規模駐留軍用地跡地に関する都市計画調査(県事業)・・・

H 1 3 ~ H 1 5

- 12)総合的・段階的なまちづくり事業の枠組みに関する調査(国事業)・・・ H13~H15
- 2.以上のことから、沖縄振興推進計画の第一期年度(平成14年度~平成16年度)において、普天間飛行場跡地利用の推進に関する基礎的調査は完了するものとなる。それを受けて、普天間飛行場跡地利用基本計画づくりに入っていくものとなる。基本計画づくりにあっては、事業主体や財政措置等に関する課題を抱えており、沖縄振興推進計画の第二期年度(平成17年度~平成19年度)第三期年度(平成20年度~平成23年度)への施策的位置づけと次期沖縄振興特別措置法(平成24年度~)に連動させていくことが必要である。そのことを怠るのであれば、これまでの平成13年度から進めて来た跡地開発に向けた作業は、水泡に帰すことは目に見えており、絵に描いたもちにしか過ぎなくなる。
- 3.一方、SACO最終報告による代替へリポート建設県内本島北部東海岸沖を条件とした代替施設協議会の動きは、平成15年6月沖縄県議会伊波栄徳氏の代表質問に対する答弁として、環境影響評価や公有水面埋立の手続き等に3年程度、工期に9.5年を要するとしながらも着工、竣工等の時期については明らかになっていない。国の環境影響評価が開始していない現段階で、不透明ではあるものの環境影響評価に3年、埋立工事に9.5年、建物・滑走路等の工事に2~3年、移動に1.5年の合計16年を要すると考えられ、最短で平成32年度(2020年度)以降の返還目途となる。となると現行の沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興推進計画の返還後の速やかな事業着手は遅々として進まず、次期沖振法の半期を無駄に過ごすことになる。

そのことは、駐留軍用地の跡地を有効に活用した沖縄の自立型経済の構築という最大の目的が大きく崩れる結果となろう。

4.不透明感の漂う今日の普天間飛行場返還問題に真摯に立ち向かい、沖縄の新たな発展を図り、平和で安らぎと活力ある県土づくりをめざすために、市民・県民生活の視点に立った現状をしっかりと見据え、明快な分析と課題整理を行った行政目標の設定こそが大切であると考える。

(6) 自立沖縄の視点

普天間飛行場は中南部と北部を結ぶ都市形成軸上に位置し、交通の要所とされているが、米軍基地となっている関係上現在のポテンシャルは低く、那覇市から浦添市にまたがる中枢業務拠点と沖縄市を中心とする副次業務拠点との狭間となり特筆すべき産業等もなく交通通過拠点的な位置づけに甘んじているのが現状である。

平成8年12月のSACO最終報告により、沖縄県民の長年の夢であった「普天間飛行場返還」が基本合意され、平成11年の「普天間飛行場移設に係る政府方針(閣議決定)」や平成13年の第6回跡地対策準備協議会での「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針(9分野106項目)」が取りまとめられる等、着実に跡地対策の枠組みが、国、沖縄県及び宜野湾市において出来上がってきた。

そういった様々な取組を受け、平成14年4月1日施行された「沖縄振興特別措置法」や同年7月に国により定められた「沖縄振興計画」において、普天間飛行場の位置づけは「大規模駐留軍用地跡地」として想定され、国、沖縄県及び跡地関係市町村のそれぞれの果たすべき役割が明確に規定され、国の財政支援その他の支援等についても明確化された。

また、普天間飛行場の跡地利用に関しては、その位置的、規模的なものから「沖縄振興の核となるような」再開発を目指し、米軍基地により歪な都市形成を余儀なくされて来た経緯を踏まえ、その解消を図りつつ、今後の沖縄の発展の拠点としての位置づけが明確に示された。

したがって、普天間飛行場の跡地利用は、今後の沖縄経済の自立の種地となるような再開発や機能集積が求められるばかりでなく、観光経済から脱却し、 真の自立経済の確立の一助となるような役割もになっているのである。

(7) 普天間飛行場跡地開発の役割と現状

普天間飛行場の跡地利用については、宜野湾市の立場で考察すると、戦後半世紀以上に渡り市の中央部に位置し、歪な都市形成を余儀なくされてきた現状と航空機騒音等による地域住民の被害解消には基地撤去以外方法がなく、戦争の惨禍が漂う米軍基地の一日も早い撤去こそが市民総意の願いであるといえる。そういった意味において、一日も早い軍事基地撤去による普天間飛行場の返還と跡地の平和的利用というものが、「反核、軍縮を求める平和都市宣言」をしている宜野湾市の本意であることは言うまでもないことである。

また、全県的な視野に立脚して普天間飛行場を考えると、約481haという 広大な面積と沖縄本島のほぼ中央に位置しているという地理的特性から、今後 の沖縄の振興に多大な影響を及ぼすことは明らかである。

さらに、前述したように普天間飛行場の跡地利用については、国、沖縄県及び宜野湾市の取組体制もできており、沖縄県の振興発展の拠点として整備開発されることが期待されている。

現在、宜野湾市と沖縄県とが共同で、平成17年度を目途として、跡地利用計画の基礎となる跡地利用基本方針策定に向けた取組を強力に推進している。その後の取組として予想される宜野湾市の財政フレームの検討やより具体的な跡地利用計画等を踏まえ、国において検討されていくこととなる「事業実施主体」や「事業手法」等についても明確化されていくこととなり、跡地開発に向けた段階的な取組が着々と進められ、沖縄県民の夢の実現に一歩づつ近づいて行くことになると考える。

(8) 普天間飛行場の跡地利用と課題

普天間飛行場が他県の米軍基地と最も異なるのは、その殆どが民有地であり、 2,700人を超える地権者がいることである。

普天間飛行場の跡地利用を考えていく上で、これらの関係地権者の合意形成なくては跡地対策は進まないことは言うまでもなく、現在宜野湾市においては、関係地権者等の意向醸成や情報の共有化を目指した取組も強力に推進しているところである。

また、SACOで合意がされた殆どの米軍基地の返還が最終段階の平成19年度末を目途として着実に進む中、少子高齢化が進む時勢もあり、人口の増加が見込まれない中で、この約481haという広大な面積全体を一時期に開発し得るか、それだけの土地需要があるのか、ということが一番の課題として挙げられている。

また、普天間飛行場は、地質学的に見て琉球石灰岩台地の上に存在し、地下水脈、鍾乳洞等が多数存在することが確認されているが、2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ以降、基地内立入が殆ど出来ない状況下で、詳細な調査については行なわれていない。早急な飛行場内の立入調査を実施する必要があり、関係要路に強く要望しているところである。

既に返還された基地跡地にみられるように、土壌汚染等の環境浄化対策は跡地開発を左右する課題であり、あわせて普天間基地に働く基地従業員の雇用対策は一義的には国、県の問題であるが、返還と跡地開発との整合性と市の責務として、国、県との緊密な連携によって解決を図っていかなければならない課

題である。

なお、現在普天間飛行場の地域にアクセスできる道路が少なく、また、台地を形成していることから地区外との地理的な段差が顕著であり、縦貫道路や横断道路の取り付けにかなり工夫を要する等、跡地開発を実施する際の課題も山積しており、今後より具体的な検討を実施する必要があると考える。

これらの跡地利用に係る課題については、現在進めている跡地利用基本方針や今後検討されていくこととなるより具体的な跡地利用計画の策定段階において整理するとともに、それぞれの課題ごとの対応方針や実現化方策等についても検討を行ない、法制度を含む制度の整備も必要となることから、今後より一層、国や沖縄県と密接に連携を図りつつ取組を進めていく必要があると考える。

4節 米国における基地閉鎖・再編の動き

(1)米国における基地再編計画の流れ

1) 米国の基地再編の動き

2003年11月25日アメリカのブッシュ大統領が、正式に各国と海外基地の配備体制に関する協議を開始すると大統領声明を発表した。また、アメリカで新しい法律(2004米国軍事建設歳出法2003.11.22)が発効し、その法律によって米国は海外の米軍基地の再検討見直しを行う委員会を設置することを決めた。

私たちの記憶する米軍の海外基地編成の中で1969年ベトナム戦争の後を 睨んで、ニクソンドクトリンによって在日米軍基地の再編が始まり、沖縄の返 還にも繋がるアメリカのポスチャー(体制)の転換となったのがこのドクトリ ンであったわけである。今それと匹敵する変化が起ころうとしている。ここに、 今チャンスがある。一方このチャンス逃すと、極めて憂える結果に繋がる可能 性もある。しかも、大きな米軍配備の流動が今始まろうとすることは間違いの ないことであり、この流れを沖縄の現状を変えていくためにどう活用しようと するかが問われている。

今回の大統領声明は、二つのポイントがある。

一つは米軍の海外軍事力体制の見直しが、米国の「脅威」に対抗するための「軍の転換(軍の変革)」の一環であること。もう一つは、見直しに当たっては

友邦・同盟国や議会と密接な協議を行うことである。

軍転換は、数十年の時間軸を取って米軍が変わっていかなければならないというクリントン政権から始まっているハイテクの考え方である。数ではない質である、能力であるという考え方である。これまでの軍につきまとっている物量志向、たくさんの軍隊、たくさんの戦車、たくさんの飛行機といった考え方から脱却して、もっとハイテクを駆使した効率的軍隊に転換しようとする能力ベースの考え方である。

それと密接に関係してもう一つ進行しているのが統合化という考え方である。 陸軍、海軍、空軍、海兵隊いう軍別志向から脱却して、軍は一つにまとまり末 端にいたるまでまとまって戦争を組み立てようという考え方である。

この軍の転換に見合った新体制の構築には、制服組の抵抗、基地の地元利益を抱える議会の抵抗、そして米国の友邦・同盟国の抵抗が予想されることから、 大統領声明は、海外軍事力の新体制の構築には、協議を重ねていくことを強調 している。

2) 4年ごとの国防戦略見直し報告(QDR 2001.9)

海外配備体制の見直しの必要性は、ブッシュ政権が2001年9月末に提出したQDR(四年期国防見直し)に明記されている。これからどういうふうに世界に米軍を配置するかという、いくつかの基本的な考え方が集約されている。

第1に「合衆国は、今後数十年において、どの国家、国家連合、非政府主体が合衆国の死活的利益や同盟国・友邦の死活的利益を脅かすかを、確信をもって知ることはできない。しかし、敵が使用する能力を予測することはできる」と、能力ベースという考え方を示したものである。だれが敵であるか分からないけれども、どういう能力をもって襲ってくるかは予測できる。その能力に対応するという考え方を基礎にして世界的な軍隊の配備をすると述べている。

第2に、「合衆国の海外プレゼンスは合衆国の利益と、それらの利益への予想される脅威に密接に関連している。しかし、西ヨーロッパと北東アジアに集中している現在の海外プレゼンス体制は、新しい戦略環境のなかで不適切である」と冷戦時代の西ヨーロッパ重視、北東アジアの地域(韓国、沖縄、日本)に集中している現在のプレゼンス態勢は時代遅れであると言っている。

第3に、「西ヨーロッパと北東アジアを越えて基地や駐屯地を追加することに 重点をおいて、世界の重要地域における米軍の柔軟性を増すよう基地システム を開発する」と西ヨーロッパ、北東アジアというものを越えた場所に基地システムを開発したいという先の非対称の脅威に対応する考え方である。

第4に、「合衆国は、西ヨーロッパや東北アジアの重要基地を維持するだろう。 それらの基地は、世界の他の地域における不測の事態に力を投影するためのハ ブという追加的な役割を果たすことになるであろう」という西ヨーロッパ、北東 アジアには基地が多すぎる。しかし、重要基地は維持する。そういう基地には ハブ機能を持たせることになるだろうということである。

重要な大きな拠点基地となるハブ(Hubs)というような概念である。その次に前進作戦基地(Forward Operating Bases)という概念があり、これは最近しばしば強調される「アクセス」重視の基地に相当する言葉であろうと思える。さらに、前線で前進作戦地点(Forward Operating Locations)というのがある。

このような三段階で基地の役割に強弱をつけながら再編をするという考え方が述べられている。これは、片鱗がマスメディアに登場したものにすぎないが、これから実際にどういうふうになっていくのか注視しなければならない事項である。

日本の基地を考えた場合、米軍は横須賀を海軍のハブとして失いたくないと考えているだろう。沖縄をハブと位置づけるか、前進作戦基地と位置づけるかは、 まさに日本政府の姿勢にかかっているといえよう。

3) 沖縄の海兵隊

さて、そういう中で、沖縄の海兵隊が米軍にとってどういう部隊なのかということを振り返っておきたい。米海兵隊の沖縄駐留に強い軍事的合理性があるのだろうか。日本から得られる潤沢な財政支援、思いやり予算をふくめ基地を維持するための他国にはないようなメリットがまずある。日本側からも米国側からも「同盟の証」として基地を維持するという側面がある。朝鮮半島、台湾海峡に近いということがしばしば強調される。あるいはインド洋、ペルシャ湾への展開の中継基地である。そのために重要であるということが強調されているのは確かに米軍から見れば、あるに越したことはない地の利を得ている。しかし、そこに「常駐する部隊」があるということは、それとは別次元のことである。これまで米軍の配備、緊急展開等において沖縄に部隊がいるということは、距離の意味において近くにいるということが役立ったということは皆無であると思

われる。最近のイラク戦争でも分かるように、あるいは朝鮮半島危機の1994年の例を見ても、ある部隊展開をするためには米軍は十分な準備をする。その準備の期間は他所から見ると慎重すぎると思えるくらい準備に期間をかけて行う。それはある意味では死ぬかもしれない兵を送る側の責任ともいえるからである。あるいは同盟国との話し合いをしなければならないという面もある。ほとんどの場合、米本土からその時点において適した部隊を派遣するというのが実際の部隊展開である。近いからそこから行くということはリアリティのない宣伝文句であるというふうに思える。

4) 海外基地再編の三つの流れ

今進行しているアメリカの海外基地再編の動きは「三つの流れ」が錯綜している。

一つは先述したように、大統領声明を経た行政レベル、国防省レベルで進行させようとしている再編のイニシアティブである。2003年12月2日の琉球新報にラムズフェルド国防長官が、NATOでこの話を始めたということが大きく報道されたし、大統領声明の中にも、12月はじめNATO閣僚会議から公式な話を始めるということが書いてある。ブッシュ声明は、二つの重要なことを述べている。一つは「新しい脅威」に対して再編をしなければならということであり、もう一つは、各国及び米国議会と「緊密に協力」をするということが繰り返し繰り返し述べられている。

この大統領声明の直後に、記者会見をしたラムズフェルド国防長官は、この数ヶ月間各国と話し合う、それから議会とも緊密に話しをする、しかし実行には数年かかるだろうとそして同時に数ではない能力だと繰り返し言っている。これが一つの行政レベルのアプローチである。

二つは、米軍基地閉鎖再編2005ラウンド(BRAC: Bace Realignment & Closure)である。02会計年国防認可法で、冷戦終結に伴う基地閉鎖・再編を2005年会計年度(2004年10月1日から始まる)に、第五ラウンドの閉鎖・再編を実行することを立法化した。2003年12月31日までに国防長官がどの基地を閉鎖するかという選定基準を定め、それから2004年1月に2005年の予算の原案をつくる。この段階で2005予算説明書に国内基地の閉鎖の手順として、海外基地の資料を添付しなければならないとしている。

米国内の基地を閉鎖・再編することについて米国内では非常に抵抗がある。

特に、基地を抱えている地元は、これ以上基地を減らされては困るという地元利害でこの国防省の2005年基地閉鎖計画にものすごく抵抗しており、最近米国議会を通った国防認可法には、最初その2005年国防認可法を骨抜きにする案が含まれていた。そのことについて、「もしこの案が通るならば大統領は、拒否権を発動する」との声明をだしたほどである。このように2005年基地閉鎖が行われるわけだが、議会、地方との攻防は続いている。

そもそもBRAC05は、米国内の軍事基地のみを対象とした閉鎖・再編である。海外基地を放置しておいて国内基地だけを2005年に閉鎖することは、何事かというのが米国の議員の言い分で、2005年閉鎖計画は、国内基地閉鎖計画であるけども、その時点で海外基地に関する国防省の認識を添付資料としてだせ、ということになっているのわけである。

次に三つの大事な流れがある。米海外基地見直し委員会の設置が決定したことである。この法律は、「2004年米国軍事建設歳出法」にもぐりこんでおり、一見軍事建設に関する歳出法になっている。この第128節に、元々国防認可法に入っていた「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の設置が位置づけられている。委員会は8人より構成され、上院の共和党・民主党が各2名、下院の共和党・民主党が各2名と両党派が任命する合計8名で構成する委員会がつくられる。そして、2004年12月31日までに委員会レポートが作成される予定となっている。

その委員会の義務は、基本的に海外にどういう任務を持った、どういう部隊を置く必要があるから、どういう基地が必要だということを8名の委員に報告書を作成せよということである。その過程で委員及び委員会の権限としてヒアリングを行うことができるし、さらに証拠の提出を求めることができるとなっている。それゆえ、日本政府からのインプットが可能であるし沖縄からのインプットも可能である。

私たちはこのチャンスに、普天間基地の実態、住民生活への被害というものを全面に押し出して、沖縄からのメッセージとして明確に出すべきものと考える。

5) 米合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会の設置

BRAC05は、米国内の軍事基地のみを対象とした閉鎖再編である。しかし、議会の圧力で、海外基地を放置したまま国内基地だけを整理することは許

されない情勢である。国防長官は閉鎖・再編の選定基準を提出する際に、完全な世界的な軍事施設目録の提出を義務づけられている。また、海外基地を抱えている制約や将来の利用可能性を選定の際に考慮することが要求されている。

国防認可法案は(S1050)は、「海外基地見直し委員会」の設置を定め、第三者による海外基地の評価の道を開こうとした。この試みは紆余曲折の末に「04会計年米国軍事建設歳出法」に実を結ぶことになった。これは、在日米軍基地、とりわけ沖縄の基地の将来にとって極めて重要な法律である。同法によって「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関す委員会」が設置され、(b)義務の項目に書かれているように、海外配備の兵力の評価、海外軍事施設の現状調査、受け入れ国支援の実態調査、閉鎖・再編の可能性や拡充の可能性の調査などについて吟味しなければならない。それを実行するために、公聴会の開催や調査権限を与えられる。

つまり、日本の基地の実態を米政府に直接に訴え、要求を反映させるための窓口が開かれたのである。沖縄の基地負担の軽減を口にする日本政府の言葉が嘘でないならば、日本政府はこの機会を自主外交のチャンスに活かさなければならないだろうし、米軍基地を抱える本市としても、基地被害からの地域住民の生活安定を守るためにも最大限のアプローチをすべきだと思う。

2004年1月27日(火)地元紙の琉球新報と沖縄タイムスは夕刊で一斉に米軍見直し委員会について報じている。

「県内基地に影響か」琉球新報、「諮問委に沖縄削減派」沖縄タイムス見出。

「在外米軍配置見直し委員会」の委員に、米シンクタンク「ランド研究所」のジェームス・トンプソン所長が専任された・・・ランド研究所は2000年5月、在沖海兵隊をグアム、ハワイに移転し削減する一方、下地島の米空軍の使用を提言する報告書を出しており、トンプソン氏は在沖米軍の見直し議論にも影響力を発揮しそうだ。

(2004.1.27琉球新報)

(2)米国における基地閉鎖と環境回復

- 梅林宏道著: 軍事基地の閉鎖・返還と環境再生 = 2 より -

米国では、1988年以来、国内基地(グアム、プエルトリコを含む) を対象に4ラウンドの系統的な基地閉鎖・再編が行われた。冷戦期に肥 大化した国防省人員とその施設が、ソ連崩壊というまったく新しい国際 的安全保障環境に置かれ、縮小を強いられたことからくる当然の結果で あった。

BRAC過程と呼ばれるこの基地閉鎖・再編過程において、どの基地が対象として選定されるかに関しては、当然のことながら軍事的要請が最優先された。しかし、選定は、陸・海・空・海兵の4軍間で競合する利害に絡み、また同時に基地が存在する地元の利害(したがって選出議員の利害)にも絡む複雑な問題であった。そこで公正さを確保するための立法措置が追及され、その法を通じて、閉鎖・再編は実行された。すなわち、1988年の閉鎖・再編ラウンドは「国防認可法修正及び基地閉鎖・再編法」によって、1990、93、95年の3ラウンドについては、「1990年国防基地閉鎖・再編法」によって実行された。

1)環境上の影響

90BRAC法において閉鎖・再編基地の選定にあたって考慮された 基準に環境上の影響があげられた。

閉鎖・再編の決定までの手順は、8人の委員よりなる「国防基地閉鎖・再編委員会」が公聴会を開き、会合を重ねて、大統領に閉鎖・再編の勧告を行う仕組みである。委員は、上院の同意を得て大統領が任命する。委員会には、国防省から基礎資料として「部隊構成の計画」、「選定基準」、及び候補基地についての選定理由を付した「国防省勧告」が提出される。国防省は委員会に提出すると同時に、議会の国防関係の委員会にも提出する。大統領は、委員会の勧告(またはそれを修正したもの)を承認したのち、大統領案を議会に提出する。議会の承認によって閉鎖・再編が実行される。

2)国防省の環境回復制度

BRAC法は、基地閉鎖に伴う環境問題を正面から取り上げた。国防長官は、「環境回復が、そのための資金が入手され次第、できるだけ速やかに実行されるよう保証しなければならない」そのために、国防長官は「(閉鎖・再編)施設における環境回復や被害軽減の目的をもった活動を行うことが許されるし、その目的のためには(BRAC)アカウントの資金を使わなければならない」と定められている。

「BRAC環境回復プログラム」の責任者は、調達・技術担当・国防次官であり、そのもとに、専任の次官代理として「環境安全保障担当・国防次官代理」が任命される。国防次官と次官代理は、「BRAC環境回復プログラム」の基本政策や指導要領を公布し、それに基づいて関係部隊、基地を指導・監督するとともに、進捗状況を点検する。陸・海・空軍省長

官や関連部隊、基地司令官は、その指導監督にしたがって、「BRAC環境回復プログラム」を実行するための担当責任者を任命しなければならない。

また、BRAC法においては、原則的には基地移管の前に環境回復を行わなければならないから、BRAC特有の回復プログラムの進捗状況を評価するための基準も設定された。

それは、次の4項目よりなる。

基地における危険性の度合い

計画された回復段階から見た基地の進捗程度

回復が完了するまでの里程表の達成度

環境面から見て移管に適する土地面積

このうち、不動産移管に関係する については、土地の再利用を迅速 化するために、1996年にBRAC法に修正が加えられ、環境回復が 完了しなくても、州知事が合意した場合においては、土地の移管が可能 になった。

以上のことを鑑みれば、日米地位協定第4条に定める基地返還時の原状回復・補償義務が免除されていることは、環境回復の面から沖縄にとって極めて重要な課題である。同じ米軍基地を抱える韓国においては、地位協定の中に環境条項が創設され、韓米両国が「在韓米軍環境管理指針」を2年ごとに検証することで合意し、ドイツ並になったが日米間ではこうした規定はない。また、跡地対策準備協議会における現時点の確認は、国の責任において環境省指針等に基き、適切に除去した後、必要な処理を行った上処分するとなっている。今後、具体的手順マニュアル作成等についての作業が大きな課題として残っており、韓国ソウル市の米軍基地跡地利用LPP(連合土地管理計画)に学ぶことも検討に値するだろう。

5節 在日米軍基地再編協議に向けた情勢

(1)日本政府の在沖米軍基地の整理縮小に向けた方針

外務省沼田沖縄担当大使は、定例記者会見(平成15年12月11日)において、米国大統領声明後の在日米軍再編協議に向けた現状を受けて、「在日米軍再編に関する日米協議に関し、姿勢と見通しについて」日本政府の考え方を明らかにした。

沖縄の負担軽減の重要性については、平成15年6月及び10月の日米首脳会談で日米両首脳間で一致している。ラムズフェルド長官の訪日の際にも総理から、「自分の内閣の大きな課題の一つは沖縄の人々の負担を軽減することである」旨述べられているので、米側においてもこのような点が考慮されることを期待している。

政府方針として、在日米軍の軍事態勢の見直しについて重要だと考えていることが2点ある。

- 一つは、我が国及びアジア太平洋地域の平和と安定のために日米安保条約に基づき駐留する在日米軍が有している抑止力が、効果的に維持されることである。
- 第二は、それとともに、沖縄を含む米軍施設・区域所在の地元自治体の負担を 十分念頭に置いた検討作業が行われるべきだということである。

このような観点から今後、米側との協議を進めていく考えであるとの見解を示した。

また、米大統領の声明を受けた、外務省の報道官会見記録(平成15年11月)によると、

我々としては在日米軍の再編成、もしくは再配置については、日米間、緊密な協議を今まで行ってきたわけで、今後ともそうした協議を通じて米側の考えを知り、また日本側の考えを必要に応じて伝えることによって日本の防衛、日本の安全保障というものを十分わきまえた形での再編成が行われるものと考えている。

日米安全保障条約、駐留米軍、その目的は日本の防衛を日本の自衛隊と共に行うということが最大の任務であるわけで、日本の安全保障をいかにして 米軍と日本の自衛隊とで守っていくかということが基本になる。したがって、 米軍の再編成ということが、もし日本の安全保障、日本の防衛力をそぐという形で行われるということになれば、これは日本にとっても極めて重大な問題なので、そうしたことにならないようにということを考えながら米側と協議することになろうかと思う。

在日米軍基地の75%が沖縄に存在しているということ、沖縄県民の方々に極めて大きな負担をお願いしているということについては、日本政府が承知していることだけではなくて、負担の軽減について米側もいろいろと考え、努力してほしいということを折りに触れて米側にいろいろなレベルで伝えている。今回の再編ということになった時に、沖縄も問題がどのように扱われるのかは、今のところまだ、米側の計画が分からない段階で予断をすることは不可能だと思うが、我々としては沖縄のそういう状況を十分に念頭に置きながら、これから始まるであろう米側との協議に臨んでいきたい。

このように、日本政府の対応は、おしなべて、我が国及びアジア太平洋地域の平和と安定のために在日米軍が有している抑止力が、効果的に維持されることを基本に、米側との軍事態勢の見直しに向けての協議を進めることとしており、予断を許さない状況である。

一方、2004年2月2日(朝刊)の琉球新報と沖縄タイムスは、「在沖基地 負担軽減協議へ」の見出しで次のように報じている。

政府は一日、米国のブッシュ政権が表明した在外米軍の再編について、 在日米軍基地の集中する沖縄県の負担軽減 日米安保条約に基づく抑止力の 維持 の二つを原則に米軍との協議を進める方針を固めた。一月中旬に訪米 した外務省の海老原紳・北米局長が、ロドマン国防次官補と会い、こうした 考えを伝達。今後、日米間で本格的な協議が始まる見通しだ。米側は、在沖 海兵隊の規模を大幅に削減する運用計画の検討を始めており、こうした日本 側の方針がどのように反映されるか注目される。

(2)在沖海兵隊、3000人削減検討

2004年2月1日(朝刊)の琉球新報と沖縄タイムスは、トップ見出しで次のように報じている。沖縄に駐留する米海兵隊のうち、イラクへ二月から四月にかけて順次派遣される三歩兵大隊など計三千人の大半について、イラクでの任務終了後も沖縄に戻さず、事実上削減する運用計画案が米国防総省内で検討されていることが1月31日分かった。日米関係筋が明らかにした。

予定されるイラク派遣期間は約7ヶ月。計画が実現すれば、9月以降の今秋、イラクから米本土に直接帰還させるなどして、現在の1万7千人規模が1万4千人前後へと削減された状態になる。検討されている運用計画案は、国防総省が在日米軍基地の再編を含め進めている世界的な米軍の配置見直しとは別だが、三千人の削減をきっかけに在日米軍再編にも影響を与えそうだ。国防総省は、・・・・・海兵隊は沖縄の約三千人をイラクへ派遣する期間中、沖縄に部隊を補充しない方針を既に明らかにしている。

しかし、2月5日(朝刊)では、この件について、日本政府の国会答弁や太平洋軍司令部においても否定しており、在沖海兵隊の行方は、一層不透明の様相を呈している。

(3)兵力見直しで一致

2004年2月4日(朝刊)の琉球新報は、竹内行夫外務事務官とアーミテージ米国務副長官の次官級による「日米戦略対話」が東京で開かれ、在日米軍の兵力構成の見直しについて日米両政府は、沖縄を含む米軍基地所在の自治体の負担を念頭に置きながら検討作業を進めていくことで一致した。と報じている。

(4)普天間飛行場:米「代替なしで返還も」日本に打診

2004年2月13日毎日新聞(朝刊)は、米側が代替施設の建設を米軍普天間飛行場返還の条件としない意向を日本政府に打診していたことが12日、明らかになった。

日米関係筋によると、昨年11月、沖縄県を訪問したラムズフェルド国防長官が市街地の真ん中にある普天間飛行場を上空から視察。国防長官は「こんな所で事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘し、96年12月のSACO最終報告の見直しを国防総省に指示したという。と報じている。

また、2004年2月21日琉球新報(夕刊)は、ラムズフェルド米国防長官は昨年11月の沖縄訪問の際、普天間飛行場を視察し「危険だ。そして、老朽化している」と指摘、一方で辺野古沖を見て「美しい海だ」と漏らした。長官は、同行した米軍幹部に代替施設の完成時期を質問したが、誰一人明確に答えられず、「返還合意から八年もたっているのに」と険しい表情を見せた。と報じている。

6節 中間答申後の取組総括

平成15年8月26日にスタートした基地対策協議会は、9月10日 普天間飛行場返還アクションプログラム〔返還への道筋〕を答申し普天 間飛行場の5年以内返還へ向けた取り組みが開始された。

まず、9月16日から10月10日間の日程で行われた第302回宜野湾市議会9月定例会において、普天間飛行場5年返還取り組みの評価が議論され、あわせて関連補正予算が審議された。その結果、基地監視カメラ設置費と飛行ルート調査費については修正が加えられ実施するには至ってないが、通訳翻訳専門職員の配置と普天間基地問題シンポジウムを開催することができた。

普天間基地問題シンポジウムをとおし、米国における海外基地の閉

鎖・再編の流れと問題提起が整理された意義は大きいと考えられる。また、参加をした中央主要政党が今後、沖縄県民の基地負担軽減を図るための政策をマニュフェストに位置づけ、普天間飛行場の5年以内返還実現に向けて取り組むことが確認されたことは、政府、米国関係機関への5年以内返還要請行動と連動して国政レベルにおいて普天間問題が焦点になることは、日米両政府協議に反映されていくものと期待される。

しかし、普天間飛行場の騒音の実態やはみだし飛行の状況から、騒音 規制措置のなし崩しは容認し難い実態にあり、日米間で取り決められた 約束が履行されていないことは、市民、県民をはじめ日米両国へ明確に 伝えられ、負担軽減に向けて取り組まれるべきものである。

そのことから、ふれあい市長室の継続と基地監視ボランティアの活動による市民と行政の相互における情報の伝達、基地の実態把握は重要な意味を持つものであり、工夫をこらした取り組みが求められている。

米国の「基地見直し委員会」の動きと日米両政府の米軍基地再編協議が開始されたことを受けて、2004年1月15日沖縄県知事は米上院軍事委員会のエバリン・ファークス専門官と面談「基地の整理・縮小を一歩一歩進めることが日米両政府のためにも重要だ」と指摘した上で、米国議会に設置される「海外基地見直し委員会」の公聴会への出席を要望し、沖縄県の平成16年度予算に15,000千円の「海外基地見直し委員会」公聴会出席に要する経費が計上されており、宜野湾市民、県民の意見を反映することに期待したい。

このように米軍基地閉鎖・再編の動きは活発化しており、2004年は重要な時期を迎えている。このチャンスに宜野湾市民の声を日米両政府、議会の関係機関へ効果的に訴えるべき時宜である。また、米国内における動きにも細心の注意を払った調査活動と市民への情報伝達を図る必要があろう。

AP2003			
(平成 15年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)			中国新指導体制
期 (4月~6月)		基礎調査 (2001~2003) -都市マスターブラン -中南部都市圏域計画 -中南部都市圏プロジェケト実現可能性 -中南部都市圏住宅関連	市長選
		- 大規模跡地都市計画 総合的まちづく「事業枠組み 自然環境調査 (2001~2004) 基本方針策定調査 (2003~2005) 地元意向調査 (2001~2008) 文化財調査 (2001~2008)	
期 (7月~9月)	基地対策協議会諮問(8/26) 基地対策協議会中間答申(9/10) ・ 「ふれあい市長室」設置 移動ふれあい市長室 ・市長 返還への道筋」を表明		9月議会 @/16~) 北朝鮮核問題 6ヶ国協議 自民党総裁選 @/20) (小泉マニュフェスト) 内閣改造
期 (10月~12月)	基地監視カメラ作動 基地監視ボランティア公募開始 飛行ルー 調査 普天間飛行場返還計画見直 L要請行動 (知事、総理、関係省庁) 普天間早期返還フォーラム 韓国ソウル(連合土地管理計画 LPP)調査 ・「ふれあい市長室」設置 移動ふれあい市長室	* 跡地対策協議会開催	12月議会 ラムズフェルト国防長官来日 アセアン首脳会議 国政選挙 (予定)

2003年以降の基地問題取組経過

月日	曜日	項目	場所
5.13	火	宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会	ジュビランス
5.17	土	「安保、基地、日本の外交を考えるシンポジ	都ホテル
		ウム」	
5.17	土	「5・15平和とくらしを守る県民大会」	市海浜公園野外劇
			場
5.24	土	シンポジウム「イラク・有事・北朝鮮報道 -	八汐荘
		沖縄からメディアを考える」	
6.10		第300回市議会6月定例会	
~26		〔普天間飛行場の5年以内の閉鎖・返還と普	
		天間飛行場代替施設の県内移設反対表明〕	
6.26	木	米軍へリ不時着に対する抗議行動	野嵩ゲート
7. 2	水	普天間基地へリ事故の抗議要請	海兵隊、普天間基
			地、沖縄県、米国
			総領事、那覇防衛

			施設局、外務省沖
			縄事務所
8. 5	火	市軍用地等地主会からの要請	庁議室
8. 8	金	平成15年度沖縄県軍用地転用促進・基地問	沖縄ハイツ
		題協議会評議会	
8. 8	金	平成15年度沖縄県軍用地転用促進・基地問	沖縄ハイツ
		題協議会通常総会	
8.20~		基地交付金要請行動	東京都
21			
8.26	火	第1回宜野湾市基地対策協議会(普天間飛行	庁議室
		場返還アクションプログラム策定諮問)	
9. 1	月	第2回宜野湾市基地対策協議会	庁議室
9. 2	火	平成15年度沖縄県軍用地転用促進・基地問	在日米国沖縄地
		題協議会県内要請活動	域事務所、在沖米
			国総領事館、沖縄
			総合事務局、那覇
			防衛施設局、外務
			省沖縄事務所
9. 9	火	第3回宜野湾市基地対策協議会	庁議室
9.10	水	普天間飛行場返還アクションプログラム(中	庁議室
		間答申) 返還への道筋 答申	
9.16~		第302回宜野湾市議会9月定例会	
10.10		・ 普天間飛行場返還アクションプログラム報告	
		・ 基地監視カメラ設置、飛行ルート調査費予算	
		否決	
9.23	火	憲法・安保・沖縄21世紀の外交を考えるシ	自治会館
	_	ンポジウム	
10.15	水	普天間飛行場返還要請	外務省沖縄大使
			那覇防衛施設局
			米国総領事
45.1-	^	***************************************	沖縄総合事務局
10.17	金	普天間飛行場返還要請 	在日米海兵隊基
	,		地司令官
10.18	土	国際シンポジウム「グローバリジェーション	沖縄国際大学
		の中の沖縄」	

10.21	火	普天間飛行場返還要請	沖縄県
10.21		普天間飛行場返還シンポジウム各政党参加	東京都
~22		要請	
10.22	水	国際シンポジウム「沖縄クエスチョンと日米	東京都
		同盟」参加	
10.31	金	平和学習:伝えよう本当の平和	長田小学校
		長田小学校6年生とのITテレビ会議	市長室
11. 5	水	基地監視行動開始	嘉数高台
11.12		普天間飛行場 5 年以内返還要請	政府関係機関
~13			在日米国大使館
12. 2	火	普天間基地問題シンポジウム	市民会館
12. 8	月	米軍人・軍属による事件被害者の会沖縄より	市長室
		要請を受ける	
12.18	木	跡地対策協議会	首相官邸
2004.1.14	水	普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会	ジュビランス
1.18	日	茂木沖縄担当大臣との昼食懇談会 ナハテミ	
		普天間飛行場の一日も早い返還要請	
1.24	土	琉球大学学生主催シンポジウム	琉球大学
1.26	月	中部市町村会へ普天間飛行場の一日も早い	沖縄市
		返還決議要請	
1. 27		中部市町村参加各市町村への普天間飛行場	中部市町村
~2.12		の一日も早い返還決議要請	
1.29	木	日本平和大会国際シンポジウム	那覇市
2. 5	木	第1回普天間飛行場跡地利用基本方針策定 那覇市	
		審議調査会	
2.17	火	普天間飛行場へのF-15飛来抗議	G 5
2.17	火	中部市長村会「米軍基地普天間飛行場の閉	沖縄市
		鎖・返還を求める決議」	

7節 返還に向けて

(1) 今なぜ普天間か?

宜野湾市の普天間基地が日米間で1996年4月に5~7年以内の返還を口

にされてから、その示された期限を越えてもうすぐ8年になる。返還の合意は 法的に言えば日米間できちんとされた契約のようなものである。いわば契約を 履行すべき期限が過ぎているのである。この期限切れを迎えて市民・県民はこ のことにどう向き合い、何をすべきであろうか?そこで、なぜ普天間が返還さ れることになったかということを考えてみたい。

そもそも普天間基地が返還されることとなったその原点は、日米間の合意文書を見ると、同基地が非常に危険な基地であるということで住民をその危険な基地から解放することなのである。ところが、普天間基地の危険性についてまるで宜野湾市だけの問題であるかのように、多くの市民・県民があまり関心を寄せていないか、あるいはその危険性を知っていても、いずれ日米が動いて、普天間の返還を行うまでどうしようもないと考えているのが現状であろう。

周知のように普天間基地内外でこれまでも多くの米軍機やヘリの事故が起こってきたのであり、その度にマスコミも大きく報道してきた。米軍機やヘリの低空飛行は騒音が激しいだけでなく、その飛行ルートの下に住む市民は、墜落の危険にさらされている。住民居住地区に墜落し、犠牲者が出て初めてこの危険性を認識するか、あるいは返還運動を本気で取り組むのかというようでは沖縄県民の人権感覚が問われる。少なくとも、日米政府はこの危険性を認識しているのである。

ところが、日米政府は普天間の代替施設問題がなかなか進展しないのをいいことにずるずると、世界でも最も住民にとって危険な軍飛行場の一つである普天間基地の返還を遅らせている。日米政府は、主権国家として、市民・県民の人権を優先させ、その侵害の危険性から救済する、ということを、世に向かって公表したのである。代替施設の問題が片付かないから、人権侵害の危険性を放置しておく、というのでは、まさに何のための返還発表だったのかということになり、当時、米兵による少女暴行事件や代理署名訴訟などで市民・県民の抗議の声が高まっていることを一時的に抑えるための中身のない単なるパフォーマンスだったのではないかと疑わしくなる。

国家の政府が公言した約束というものは、個人の無責任な口約束とはまったく次元の異なるものであり、誠実に履行されなければならない。また、一度言ったことは翻してはならない(禁反言、Estoppel)というのは特に英米法の大原則である。少なくとも市民・県民は、日米政府の普天間返還発表を約束したものと捉えた行動を行ってきたのである。これを英米法の本家本元でしかも正義を国是とする米国政府が破るようだと米国の法原理・法体系そのものが崩れ去るほど大きな意味をもっている。

同じように、市民・県民の生命や人権に対して、尊重するということが、少なくとも普天間返還の原点であるならば、代替施設問題の解決というのは、返

還を遅らせる合法的理由(英語ではよく正当でないということを合法的1egitimateでないという)にはならない。日米間で普天間返還を打ち出した理由における優先事項が生命や人権であることが明確であるからである。代替施設問題が解決を見ないから、普天間基地を返還せず、危険な状態を放置するというのでは、市民・県民は納得できるものではない。

人権の尊さは国際的にも広がりを見せていることはいうまでもない。グローバリゼーションの中で、ますます人権を優先すべき傾向は強くなっている。普天間返還もその流れの一環にあり、そして米国政府の基地再編の一つの課題にも間違いなくなってゆくはずである。ここに普天間返還の結節点が見出せるのである。「最も危険」と認識されている普天間基地から重大な害を被る可能性のある市民・県民が返還に無関心であれば、結節点は再び分離してしまうと言ってよい。

(2)今後の取り組み

宜野湾市基地対策協議会は、伊波洋一市長の「普天間飛行場返還アクションプログラム」策定に係る諮問を受け、鋭意審議を重ねてきたが、 その結果以下のような取り組みを求めるものである。

- 1)伊波宜野湾市長は、「普天間飛行場返還アクションプログラム 5 年以内返還のための骨太の方針 - 」に沿って、今後 5 年以内の普天間 基地の返還に向けた行動をとること。
- 2)米国の「2004米国軍事基地建設歳出法」及び同法128条施行に伴う「米 国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」の発動に際し、宜野湾 市民を代表し訪米行動(聴聞会出席、要請、陳情等)を行うこと。
- 3)日米間の進める米軍海外基地の閉鎖・再編協議に市民意向を反映するため、 国、県に対する要請行動を行うこと。
- 4)本市にもたらす米軍基地の重圧と危険について、市長は引き続き宜野湾市民の協力と理解を得られる行動を展開すること。特に「ふれあい市長室」の積極的活用、「基地監視カメラ行動」「基地監視ボランティア活動」を通しての市民の生命と財産を守る活動に積極的に取り組むこと。
- 5) さらに本協議会は、市民、自治会、学識経験者等、広範な委員から 構成されてはいるが、今のところ軍用地主会の参加ができておらず、 本協議会の今後の責任や役割等から判断すると、地主会としての意見 集約の場が必要となろう。

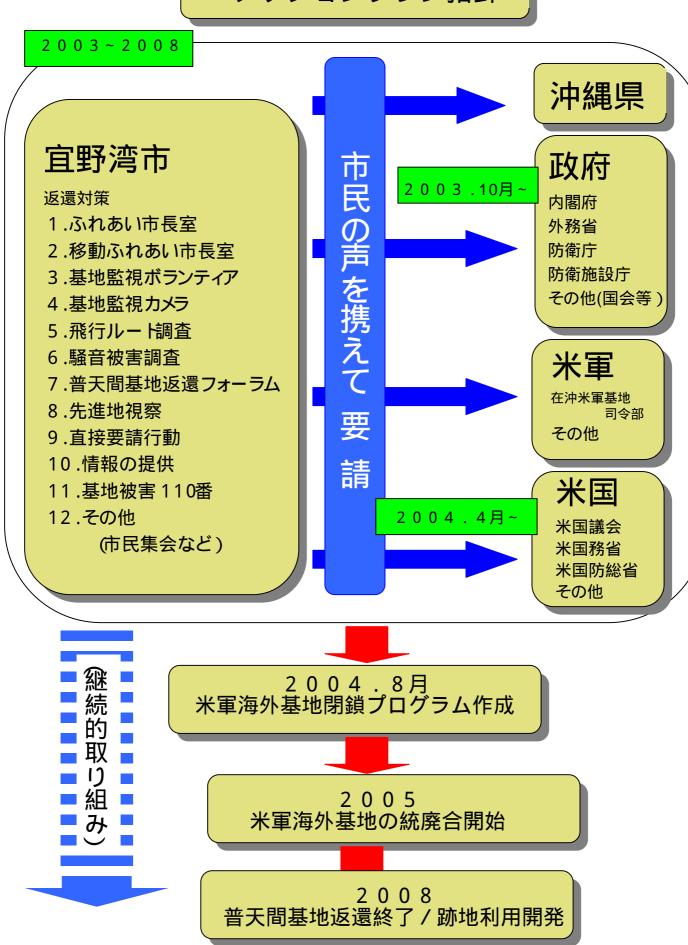
6)また市民の中には、本市が今後進めるであろう5年以内の普天間基地 返還行動と、現在政府が進める「新基地建設」着工問題と沖縄県が標 榜する「15年使用問題=軍民共用空港」との整合性を求める声や疑問 点も提起されている。確かに国や県の施策は、無駄な公共事業との指 摘もあり、国内外の政治・軍事情勢から判断された結果であるにしろ、 それら施策は本最終答申で縷々展開したように本市の市民の生命と財 産を現状において決して守れない内容を含んでいるのは事実であろう。 む しろ市長は、地方自治の精神に則り第一義的には市民の生命と 財産を守るため粛々とその任を遂行していくべきである。

なお、最後に一言付言したいと考えるのだが、本市は去った沖縄戦において激戦地となり、人命や自然が徹底的に破壊された場所である。破壊され尽くした場所に住み、なお米軍基地の重圧に半世紀以上さらされているがゆえに、人は強くなり、良心と勇気をふるって立ち上って来た幾多の重い過去がある。確かに昨今の米軍基地を取り巻く状況は、急速な展開を示し、ある意味で不透明ともいえるかもしれない。しかし、確実に米軍基地は、米国内外における再編、撤去、整理の方向へと動いており、本市の基地撤去を巡る一連の行動は、本市発展の望ましくない状況の改善や生命と財産の確保をはかる上で歴史の趨勢に沿ったものだといえよう。

確かに、SACO合意以後、基地を巡る状況は、ある種政治問題化し、 現実を受け止めよという声も上がっているが、市民は、決して抗し難い 現実に屈せよとはいっていないのである。正しい意味で知性と自覚とを もって現実を動かし、次世代に明敏であってほしいと願っているのであ る。知性と自覚とをもった市民は、受身的にこの基地禍を受忍してるの でないことは、歴史や各種の裁判闘争が雄弁に語っている。

人が、夢の実現にかけ生涯を賭して努力・研鑽するのと同じく、本市 は道理にかなった勇気と信念とをもって市民の生命と財産を主張してほ しい。

アクションプラン指針



普天間飛行場返還アクションプログラム

~ 5年以内返還のための骨太の方針 ~

AP2004			
(平成 16年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)	基地対策協議会最終答申 ・ 管天間飛行場返還 AP」公表 基地監視ボランティア活動開始 (騒音 機種 飛行ルート飛行時間)・ いれあい 市長室」 移動ふれあい市長室 騒音被害 110番	普天間飛行場跡地利用基本方針検討 委員会 普天間飛行場跡地利用基本方針策定 審議調査会 駐留軍用地跡地利用計画策定委員会 (キャンプ瑞慶覧) 宜野湾市自然環境調査検討委員会 関係地権者等意向醸成 活動推進調査 検討委員会 宜野湾市都市マスタープラン策定調査 検討委員会	日米両政府再編協議 米国軍事施設見直 U委員会設置 通常国会 3月議会 台湾総統選(3)
期 (4月 ~ 6月)	グアム ハワイ視察 ・基地閉鎖プラン訪米行動及び報告会健康被害調査 ・ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 ・宜野湾からのメッセージ送付 米国現地調査開始 ・音天間飛行場返還計画見直し要請行動 の事、総理、関係省庁) ・基地監視ボランティア活動	(自然環境調査 (~2004)) (水質·士質調査)	5.16普天間飛行場包囲大行動 参議員選挙マニュフェスト 6月議会
期 (7月~9月)	・ふれあい市長室」移動ふれあい市長室基地監視ボランティア活動	* 跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月~12月)	普天間早期返還フォーラム 普天間飛行場返還計画見直 L要請行動 知事、総理、関係省庁) ・ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動	*跡地対策協議会開催	米大統領選挙 (11) 米国基地閉鎖委員会レポート 12月議会

AP2005			
(平成 17年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)	・ふれあい市長室」		
	移動ふれあい市長室		3月議会
	基地監視ボランティア活動		
期(4月~6月)	基地閉鎖訪米行動及び報告会	(跡地利用基本方針策定調査 (~2005))	·第二期沖縄振興推進計画
	・ふれあい市長室」		6月議会
	移動ふれあい市長室		
	基地監視ボランティア活動		
期 (7月~9月)	・ふれあい市長室」	* 跡地対策協議会開催	
	移動ふれあい市長室		9月議会
	基地監視ボランティア活動		
期 (10月~12月)	普天間早期返還フォーラム	* 跡地対策協議会開催	
	·普天間飛行場返還計画見直し要請行動		
	(知事、総理、関係省庁)		
	日米合同委員会開催要求		12月議会
	・ふれあい市長室」		
	移動ふれあい市長室		
	基地監視ボランティア活動		

AP2006			
(平成 18年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)	日米合同委員会開催・5%れあい市長室」	普天間飛行場跡地利用基本方針策定	3月議会
	移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		-7 3 1100
期(4月~6月)	・ 小いれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動		6月議会
期 (7月~9月)	・ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室 基地監視ボランティア活動	*跡地対策協議会開催	9月議会
期 (10月~12月)	日米合同委員会見直 U返還合意 ・ふれあい市長室」 移動ふれあい市長室	* 跡地対策協議会開催	知事選 (11)
	基地監視ボランティア活動		12月議会

AP2007			
(平成 19年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)	返還実施計画策定 (防衛施設庁)		
	・ふれあい市長室」		3月議会
	移動ふれあい市長室		
	基地監視ボランティア活動		
期(4月~6月)	・ふれあい市長室」		市長選
	移動ふれあい市長室		
	基地監視ボランティア活動		6月議会
期 (7月~9月)	・ふれあい市長室」	* 跡地対策協議会開催	
	移動ふれあい市長室		9月議会
	基地監視ボランティア活動		
期 (10月~12月)	・ふれあい市長室」	* 跡地対策協議会開催	
	移動ふれあい市長室		12月議会
	基地監視ボランティア活動		

AP2008			
(平成 20年)	返 還 対 策	跡 地 対 策	関連する動き
期 (1月~3月)	・ふれあい市長室」		台湾総統選 (3)
	移動ふれあい市長室		
	基地監視ボランティア活動		
期(4月~6月)	・ふれあい市長室」	(地元意向調査 (~2008))	
	移動ふれあい市長室	(文化財調査(~2008))	6月議会
	基地監視ボランティア活動		
期 (7月~9月)	・ふれあい市長室」	* 跡地対策協議会開催	
	移動ふれあい市長室	大規模跡地指定	北京オリンピック
	基地監視ボランティア活動	・国の取組方針策定	9月議会
		・県総合計画策定	
		普天間飛行場跡地基本計画策定	
期 (10月~12月)	・ふれあい市長室」	* 跡地対策協議会開催	
	移動ふれあい市長室		12月議会
	基地監視ボランティア活動		
	返還日】		

印は、時期の目途とする。

返還日は、5年以内の最終年度に当たる2008年に設定した。

【資料編】

米国大統領声明

米大統領府2003年11月25日

冷戦の終結以来、わが国、わが友邦、わが同盟国を脅かしていたかつての脅威に代わって、ならず者国家、世界的なテロリズム、そして大量破壊兵器に関係した、より予測不可能な危険が登場した。われわれは、この変化に対応するために国防の転換に積極的に取り組んできた。制服軍の転換にわれわれは今後も前進を続けるであろうが、一方において、この新しい挑戦によりよく対処するために、わが軍事力の世界的な態勢を再編することが必要になっている。

本日を起点に合衆国政府は、わが海外軍事力態勢の今後の見直しに関して、 議会と、また友邦、同盟国、そして海外のパートナーと協議を強化するであろ う。われわれは、新しい安全保障環境に最善に対処するのに最も適した場所に 適切な軍事能力を配置することを、確保するであろう。

合衆国の国家安全保障は、わが友邦、同盟国、そして世界中のパートナーの安全保障と密接につながっている。したがって、この見直しは現存の関係の強化と合衆国の防衛誓約の効果的な履行能力の向上に役立つであろう。この目的に合致するように、われわれは、(見直し過程への)友邦や同盟国の全面的な参加を求めるであろう。また、この見直しから生まれるいかなる構想や調整も、必然的に包括的で財政的に可能なものでなければならないので、見直しは米国議会との緊密な協議のもとに行われるであろう。12月初めのNATO閣僚会議において、パウエル国務長官とラムズフェルド国防長官が、われわれの努力についてより詳しく説明するであろう。その後、合衆国の高官チームがヨーロッパ、アジア、その他の首都で協議を開始するであろう。

自由国家の集団的安全保障は、いまや、近代的軍事能力と安全保障協力にかつてなく依存している。十分な転換を遂げ強化された海外軍事力の態勢が、平和と自由という共通の主義のために効果的な集団的行動をとるという米国の誓約を確かなものにするであろう。

(訳:ピースデポ)

米国防認可法(S.1438)(抜粋訳)

タイトル:軍事施設の再編・閉鎖ならびに核兵器複合施設のためのインフラ計 画の準備

- 3001節 2005年軍事施設の再編・閉鎖ラウンドの認可
- 1990年国防基地閉鎖・再編法は以下の新しい節を末尾に加えて修正される。
- 2912節 軍事施設の再編・閉鎖の2005年ラウンド
- (a) 軍構成計画とインフラ目録
 - (1)準備と提出 2005会計年度国防予算を補強するために議会に提出される予算説明文書の一部として、長官は以下を含めなければならない。
 - (A) 2005会計年度から20年間における、国家安全保障への予測できる脅威に関する長官のアセスメントに基づく軍構成計画、これらの脅威に対応可能な予測される最終兵力のレベルと主要部隊(地上部隊の師団、空母ならびにその他の大型戦闘艦、航空団、他の同規模の部隊を含む)及び当該期間に国防目的に当てられる予想される資金レベル。
 - (B)個々の軍省における現役部隊ならびに予備役部隊の施設の数と種類の明細を含めた、軍省別の世界中の軍事施設の包括的な目録。
 - (2)計画と目録の関係 小節(1)で準備される軍構成計画とインフラ 目録を使って、長官は以下の準備(そして、このような計画と目録の 提出の際の一部として含むことを)しければならない。
 - (A) 軍構成計画で記述された軍構成を支えるために必要なインフラに 関する説明。
 - (B)過剰なインフラとインフラ能力の分野についての考察
 - (C)過剰なインフラ削減のための軍事施設の閉鎖・再編による影響の 経済的分析。
 - (3)特記事項 小節(2)において基地の「必要」対「過剰」のレベルの決

定をする際に、長官は以下を考慮しなければならない。

- (A)米国外での軍事施設の利用に関する現在の制約ならびにそのよう な軍事施設の使用に関する将来的な禁止または制約の可能性を考慮 した上で、予想されうる米国外での軍事施設に対する継続的な必要 性ならびに利用可能性。
- (B)米軍の一つ以上の支部による軍事施設の共同使用によって得ることのできる効率性。

(略)

- 3002節 基準
- 1990年国防基地閉鎖・再編法は2912節の次に以下の新しい節を挿入して修正される。
- 2913節 2005年ラウンドのための選定基準
 - (a)選定基準提案の準備
 - (1)概要 長官は、2003年12月31日までに、2005年の米国内における軍事施設のこの法律に従った閉鎖・再編に関する勧告をする際に用いるべき基準の提案を連邦官報に掲載し、国防委員会に通達しなければならない。

(略)

(e)最終選定基準 - 長官は、2004年2月16日までに、2005年の 米国内における軍事施設のこの法律に従った閉鎖・再編に関する勧告を する際に用いるべき最終基準の提案を連邦官報に掲載し、国防委員会に 通達しなければならない。このような基準は、2912節で言及された 軍構成計画と軍事施設目録とともに、2004年3月15日またはそれ 以前に制定される議会法で否決されない限り、最終基準として使わなけ ればならない。

(以下略)

2004米国軍事建設歳出法

(Military Construction Appropriations Act, 2004) HR 2 5 5 9、公法 (Public Law) 108 - 132

- 2003年11月5日 米下院、HR2658・上下両院協議会案を承認
- 2003年11月12日 米上院、同案を承認
- 2003年11月22日 大統領、HR2658に署名。公法108-132

第128節

(a) 合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会

- (1)「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」を設立する(本節においては「委員会」と言う)。
- (2) (A) 委員会は<u>次の8人</u>より構成される。
 - () 2 名は上院の多数派リーダーによって任命される。
 - () 2 名は上院の少数派リーダーによって任命される。
 - () 2 名は下院の議長によって任命される。
 - ()2名は下院の少数派リーダーによって任命される。
 - (B)委員会に任命される者は、合衆国の国家安全保障政策あるいは外 交政策に相当な経験を有しなければならない。
 - (C)委員会委員の任命は、<u>本法発効後45日以内</u>に行わなければならない。
 - (3) 委員は、委員会が存続する限りの期間を任期としなければならない。欠員が生じても委員会の権限に影響を生むものではないが、欠員 は当初の任命と同じ方法によって埋められなければならない。
- (4)委員会委員の全員が任命されてから30日以内に、委員会は第一回会議 を開かなければならない。
- (5)委員会は委員長の召集によって開かれる。
- (6)委員会の定足数は過半数とするが、それ以下の人数でも公聴会を持つことができる。
- (7)委員会は、互選により委員長と副委員長を選出する。

(b)義務

- (1)委員会は、合衆国の海外軍事施設に関係する事項の完全なる調査を行うものとする。
- (2)調査を行うにあたって、委員会は次のことを行うものとする。
 - (A) 合衆国外に前進配備しなければならない兵力数を評価する。
 - (B)合衆国の海外軍事施設や訓練場の現状を、すべての永久基地や配備場所に対して吟味する。吟味の内容は、それら施設や訓練場の土地の状態や改善状況、必要なときにこのような施設や訓練場に使う追加的土地の入手可能性、などを含むものとする。
 - (C)直接の金銭支払、物納、その他の形を問わず、合衆国の海外軍事施設を理由として、外国から合衆国が受領する金額を特定する。
 - (D)合衆国の海外軍事基地や訓練場の現在の構成が、国防総省の現在 及び未来の使命 不足の事態、動員、将来の軍事力の要請を含め を履行するのに適切であるか否かを評価する。
 - (E) 合衆国の海外軍事施設の閉鎖や再編、あるいは新しい海外軍事施

設の設立が実行可能か否か、また望ましいか否かを評価する。

- (F)委員会が適切と考えるならば、合衆国の海外軍事施設に関する他のいかなる事項も考慮、あるいは評価する。
- (3)(A)委員会は、委員会の見出した知見と結論を詳しく説明した報告書 を、委員会が適切と考える立法措置や行政当局の施策に関する勧告 と共に、遅くとも2004年12月31日までに、大統領と議会に 対して提出しなければならない。
 - (B)(A)に特定された事項に加えて、報告書は、国防総省が現在と 将来の任務を履行するための同省の海外配備戦略について、委員会 による提言を含むものとする。

(c)権限

- (1)委員会は、委員会が本節の履行にとって望ましいと考えるならば、公聴会を開催したり、時間と場所をとらえて調査や行動を起こしたり、証言を得たり、証拠を受理することが許される。
- (2)委員会は、委員会が本節の履行にとって必要であると考えるならば、連 邦省庁から直接に情報を確保することができる。委員会委員長の要請が あったときは、関係連邦省庁の長はそのような情報を提供しなければな らない。
- (3)委員会の要請があったときには、総務庁長官は、委員会が本節の義務を 履行するのに必要な行政的支援を、弁済を基本に委員会に提供しなけれ ばならない。
- (4)委員会は、他の連邦政府の省庁と同様の扱いと条件で合衆国郵便を使用 することができる。
- (5) 委員会は、役務や財産の無料提供や寄付を受けたり、利用したり、廃棄 したりすることができる。

(d) 人事事項

- (1) (日給について)略
- (2) (A)(旅費、日当について)略 (B)(委員とスタッフの軍用機利用について)略
- (3) (A)委員会の委員長は、公務員法や規則にかかわらず、1名の事務責任者及び本節の義務を履行するに必要な追加的な人員を任命したり終了させたりすることができる。事務責任者の雇用は、委員会の認可を得なければならない。
 - (B)委員会は、委員会が義務を履行することを補助するスタッフを雇用することができる。(A)項の事務責任者を含めて、委員会のスタッフの総数は12人を越えないものとする。

北大西洋条約機構(NATO)の動き

2003年11月25日のブッシュ米国大統領声明以降、米国の軍事施設再編の動きは、同盟国、友邦国との協議によって進行している。マスコミによって報道された特徴的な記事を紹介する。

欧州駐留米軍再編 東欧歓迎、露は牽制 イラク戦争への協力反映

【ロンドン = 蔭山実】駐留米軍の再編を協議するため、欧州を歴訪中のファイス米国防次官とグロスマン米国務次官は、ロシアや東欧諸国などに米国の基本的な考えを伝達した。反応には、イラク戦争への協力の度合いを反映して微妙に温度差があったもようだ。米国は今回の歴訪を「第一段階」と位置づけ、冷戦時代の体制見直しとともに新たなテロ対策への効果的な対応について各国の理解を求め、再編を推し進めていく意向だ。

ファイス国防次官らは八日、ブリュッセルで北大西洋条約機構(NATO)の加盟十九カ国の代表と会談後、十三カ国を対象に歴訪に入った。

イラク復興に積極参加しているポーランドでは、ミレル首相が米軍の同国内への移転を歓迎。米側はポズナニ西部に空軍基地の新設などを打診したもようだ。チェコでは、世論は基本的に米国の意向を支持しているが、旧ソ連軍の侵攻を受けた歴史などから、外国軍を警戒する国民感情も残っており、国内の反応はわかれている。ルーマニアはイラクの戦後復興でも米国に評価され、パシェク国防相と会談したファイス国防次官は「基地新設に向けて具体的な検討に入るだろう」と表明。ブルガリアとともに黒海沿岸の基地は、イラク戦争を契機に中東地域への展開のために重要度を増しており、米国は両国と緊密な関係を維持していく方針とみられる。

一方、ロシアは米軍の東欧拡大を懸念しており、イワノフ国防相は米軍の動向を重大関心事とし、「理論的な話をしただけだ」と牽制(けんせい)。 グロスマン国務次官もロシアの理解と協力に期待を表明したが、公式の反応 はまだ受け取っていないとして、ロシアの今後の姿勢を注視している。 (03年12月14日・産経)

EU安保や米軍再編協議 NATO国防相理事会

【ブリュッセル1日共同】北大西洋条約機構(NATO)の国防相理事会

が1日、ブリュッセルのNATO本部で2日間の日程で始まった。 11月29日の欧州連合(EU)の外相レベル政府間協議で欧州憲法に盛り 込むことが決まったEU独自の共通安保政策構想や、同月25日にブッシュ 米大統領が発表した在外米軍再編などが重要議題。

E U独自の共通安保政策構想は、米国が、NATOと重複し、E UのNATO離れを促進するのではないかと懸念しており、構想をまとめたフランス、ドイツ、英国が内容を説明、米国に理解を求める。

1日、会見したラムズフェルド米国防長官は「NATOと重複あるいは競合しないことを望む」と述べ、直接の評価は避けた。 [12月2日1時41分更新]

海外駐留米軍を再編へを日、在韓米軍も見直し

【ワシントン佐藤千矢子】米ホワイトハウスは25日、テロ攻撃など21世紀の新たな脅威に対応するための海外駐留米軍の再編問題について、同日より友好国・同盟国や米議会との集中協議に着手したとのブッシュ大統領声明を発表した。これに関連してラムズフェルド米国防長官は同日の会見で、再編協議の完了までに数カ月、再編完了までに4~6年かかるとの見通しを示した。在日米軍や在韓米軍の移転・削減に向けた協議もこの見直しの一環として本格化することになり、アジア・太平洋地域の安全保障は大きな転換期を迎えることになる。

声明はさらに、世界的規模で米軍再編を行う目的について「米国と友好国・同盟国が直面する脅威は、ならず者国家、地球規模のテロ、大量破壊兵器と結びつき、予測できないものになっている」と表明。「新たな挑戦に取り組むには米軍の世界的配置の再編成が残っている」と指摘した。そのうえで「見直しは(友好国・同盟国との)関係を強化し、防衛をより効果的に実施する能力を高めるのに役立つだろう」と強調した。「毎日新聞11月26日1

「独の駐留米軍を4万人規模削減、東欧に新拠点」 米紙報道

【ワシントン=近藤豊和】九日付の米紙ウォールストリート・ジャーナルは、 米国防総省が昨年から本格着手した世界の駐留米軍の再編の一環として、ドイツ駐留の米軍約七万人を三万 - 四万人削減する方針だと報じた。駐留米軍再編の中で、駐独米軍の削減は最大の焦点の一つとされており、欧州の駐留米軍再 編は近く大きく動き出すことになるとみられる。

国防総省高官が同紙に明らかにしたところによると、削減されるのは駐独米軍の第一歩兵師団と第一機甲師団の部隊などで、来年からに 2006 年にかけて減らす計画が練られている。昨年十二月に欧州十三カ国を歴訪したファイス米国防次官(政策担当)は、この方針を独政府側にすでに伝えているという。ファイス国防次官は欧州歴訪の際に、ポーランドやルーマニアなどの政府首脳らと会談し、新たな米軍拠点の設置を協議しており、駐独米軍から削減された部隊は、東欧各国の新基地に分散配置される可能性が高まっている。特に、ルーマニアについては、ファイス国防次官が具体的な基地建設の検討に言及しており、欧州、中東両地域をにらむ新たな米軍拠点として注視されている。一方、同紙は、米政府がトルコ領内に置く空軍基地をさらに拡充することで、トルコ政府と合意したとも報じた。トルコの空軍基地拡充は、トルコ南部のインジルリク空軍基地を想定しているものとみられる。同基地は、イラクなど中東地域への米空軍の拠点の一つとしてこれまでも活用されてきた経緯がある。(04年01月10日・産経)

ブッシュ米国大統領への宜野湾市長書簡

ジョージ・W・ブッシュ米国大統領閣下

拝啓 ブッシュ大統領閣下におかれましては、公務多端な折り誠に恐縮に存じますが、来日の機会にあたり、貴米国と我が日本国が全面返還を合意した普 天間海兵隊航空基地を抱える宜野湾市の市長として、どうしても米海兵隊飛行場の現状を訴える必要がありますので、失礼をかえりみず直訴の手紙をお送りいたします。

今年は、1853年5月に米東インド艦隊を率いるペリー提督が約190名の乗員と共に当時の琉球王国を訪れて貴米国と沖縄の交流を求めてから150年の節目の年にあたります。その時にペリーー行は琉球王国各地を踏査しましたが、踏査隊による当時の宜野湾間切(村)のスケッチも残っています。

このように、我が沖縄と米国の出会いは150年前に始まったわけですが、その後、日本の明治政府が誕生し、琉球王国の日本への統合を経て沖縄県が誕生します。1900年代初期になると沖縄から多くの海外移民がハワイにサトウキビ労働者として渡り、米国と沖縄の2度目の出会いが始まります。

しかし、日本と米国の関係が悪化していく中で米国への移民も止まり、とうとう日本と米国は1941年12月の日本による真珠湾攻撃で第2次世界大戦における太平洋戦争に突入します。当初、台湾、朝鮮半島、東北中国、フィリピン、マレー半島、南太平洋諸島地域まで支配地域を拡大していた日本は、敗北しながら次第に地域を失っていきました。

そして、第2次世界大戦および太平洋戦争で最後の地上戦となる沖縄戦が1945年4月1日から始まるのです。3ヶ月続いた沖縄戦は、米国と沖縄の3度目の関係の始まりとなりました。

この3度目の出会いは双方にとって不幸な出会いでした。貴米国は、沖縄戦のために約50万人を超える兵力を擁して沖縄上陸作戦を展開し、激戦の中で米兵が約1万2500人も亡くなりました。日本兵の死者は約6万6千人に達し、それ以外に沖縄県人の戦没者は約12万2千人に及びました。その内の約9万4千人は非戦闘員であった一般住民戦没者です。残りの約2万8千人は沖縄県人の軍人、軍属でありますが、多くの男子学徒隊が軍人として、女子学徒隊は軍属として含まれるように生徒や成人県民の多くが徴兵されて戦死したのでした。これらの戦没者の氏名は、今日、敵、味方の区別なく、沖縄本島南部に建立された「平和の礎(いしじ)」に刻名されています。

「鉄の暴風」とも形容される激しい艦砲射撃や砲撃によって沖縄は破壊され、 ロック・アイランド(石の島)とも呼称されました。その沖縄島の各地に、米 軍は多数の基地を建設しました。米軍基地の建設は沖縄戦の最中から始まり、 戦後の占領期間を通じて行われました。米軍が基地を建設する時に、沖縄住民 には拒否する権利はありませんでした。

戦中から戦後初期は、沖縄住民が収容所に入れられたまま、各地で住民の住宅や畑、墓を潰して米軍基地が建設されました。戦後、数多くの米軍基地を建設するための軍用地を米軍が確保した後、沖縄住民は残りの土地に帰ることになりましたが、その後も米ソ冷戦に向けた新たな基地建設のため、米軍は命令を発して沖縄住民の土地を取り上げ続けました。

今日まで沖縄に残る広大な米軍基地は、このようにして建設されたのです。 広大な沖縄の米軍基地の下には、沖縄住民の多くの村や集落が埋まっており、 沖縄住民の聖地と沖縄住民の墳墓があるのです。今月、2003年10月4日、 米軍嘉手納弾薬庫地区にある読谷村牧原(まきはら)区の聖地で戦後初めて、 58年振りに旧暦9月9日(クングワチクニチー)の御願(ウガン)が行われ ました。これまで、米軍基地内への立ち入りの困難さから基地のフェンス沿い で伝統的な年4回の拝みは行われてきたのです。

戦後58年を経て始めて地域の聖地に詣でることができるということが、沖縄の現実なのです。同様なことが、米軍基地に土地を接収された各地域で行われているのです。

宜野湾市に位置する普天間海兵隊飛行場も同様に建設されたものです。1945年4月1日、米軍上陸部隊は宜野湾市の隣の北谷村の海岸に上陸を開始し、約1週間で現在の宜野湾市域のほぼ全域を手中にしたのでした。その後、同年6月頃から日本本土への出撃基地として宜野湾市の中央部の平らな地形に飛行場を建設しました。

基地内には、宜野湾村役場や小学校など宜野湾村の中心部と多くの集落がありました。住民の住居や畑、墓地、聖地は、飛行場を建設する米軍のブルドーザーによって押しつぶされていったのです。今でも基地内の建設工事で墓が見つかることがあり、埋められた墓の上に普天間基地のフェンスが建っている箇所もあります。多くの墓地や聖地が基地内にあり、米軍の許可がなければ入れない状態が戦後58年間も続いています。

このような沖縄の状況を沖縄県民は耐え忍んでいます。これほどに権利の抑圧を受けながら暴力的な抵抗を行わず耐え忍ぶことができるのは、沖縄住民の伝統的な価値観によるものです。150年前のペリー提督も琉球の人々を「極めて礼儀正しい人々であり、よく働く人々」との印象を残しています。

しかし、貴米国政府は、第2次世界大戦、沖縄戦の遺産として存在する広大 な米軍基地が沖縄住民の権利を大きく侵害して成り立っていることを認識して、 その改善に努めなければなりません。

最後に、普天間海兵隊飛行場について述べます。宜野湾市の中央部に位置する普天間海兵隊飛行場は周囲を住居に囲まれた状態で、同飛行場の周辺で飛行し離発着する米軍ヘリや米軍機は学校や保育園、病院などの上空を含めて地域住民の住宅地上空を低空で飛行し続けており、その爆音で宜野湾市の住民は深刻な被害を受け続けています。さらに、住宅地上空を飛行する米軍ヘリ及び米軍機が墜落するのではないかという不安の下で住民は暮らしているのです。

沖縄の人々に対する米軍基地のもたらす被害は、爆音だけではありません。 一番に指摘されているのは、米軍関係者による犯罪被害です。沖縄の婦女子対 する米軍関係者の事件も戦後ずっと続いています。特に、1995年に起こっ た事件は大問題になりました。

その時に約8万5千人の人々が集まった県民大会は宜野湾市で開催され、その

中で、一人の女子高校生が「私たちに静かな沖縄を返してください」と訴えま した。彼女も宜野湾市に住む高校生でした。

沖縄の人々が怒りを表わした県民大会を受けて日米両政府は、沖縄に関する日米特別行動委員会(SACO = Special Action Committee on Okinawa)を設置し、沖縄の人々の基地負担の軽減を取り組むことになりました。そして、普天間海兵隊飛行場について、1996年12月2日のSACO最終報告で日米両政府は5年ないし7年以内の全面返還を合意し、全面返還に向けて取り組むことになったのです。

しかしながら、今年12月2日でSACO最終報告で約束期限とされた満7年が過ぎようとするのに全面返還はさらに遠のくばかりです。今進められている方法では、少なくともさらに16年後の2019年まで返還されないことになります。1996年の約束から数えると23年後の返還になります。

これが米国政府の沖縄の人々に対する答えでしょうか。普天間飛行場返還の原点が見失われていると言わざるをえないのです。ペリー提督が「極めて礼儀正しい人々」と讃えた沖縄の人々に、米国政府はさらに耐え忍べというのでしょうか。

1996年に全面返還が合意されてから今日までの7年間を飛行場周辺の住民は耐え忍んできました。爆音の被害と墜落の危険を日米両政府が共通認識にしての全面返還合意にも関わらず、この7年間で年間飛行回数で約1万回以上増加して住宅地上空の飛行も激増し、爆音被害は極めて深刻化しています。地域によっては日100回以上の飛行が常態化し、一部地域は2002年に日200回以上の飛行があった日が29日もありました。

そのような状況は、「2分おきに米軍ヘリが旋回している。屋根すれすれで、子どもも寝つかない」、「夜間の爆音が激しくて子どもを寝かしつけても寝てくれません」、「気が狂いそうです。あらゆるものが夜遅くまで訓練している。たまらないです。」、「夕方からずっと夜間訓練している。ノイローゼになりそうです」など毎日のように市民から届く騒音被害を訴える苦情にも表れています。

宜野湾市では、このような厳しい状況を打開するために普天間海兵隊飛行場の5年以内の閉鎖と全面返還を求める取り組みを開始いたします。

米政府においても2005年度から米国内基地再編統合に連動する海外米軍基地の閉鎖再編計画において、ぜひ普天間海兵隊飛行場の閉鎖を検討課題とし

て取り組んで戴きますよう心からお願い申し上げます。

最後に、ブッシュ大統領閣下ならびにローラ令夫人のご健勝を祈念申し上げます。

敬白

2003年10月15日 日本国沖縄県宜野湾市長 伊 波 洋 一

2003・12・2シンポジウム宣言

普天間基地問題シンポジウム宣言

私たちは、沖縄に関する日米特別行動委員会(SACO)が1996年12月2日に出したSACO最終報告で「今後5乃至7年以内に・・・普天飛行場を全面返還する」とした最終期限の日2003年12月2日に、普天間飛行場を抱える宜野湾市に集い普天間基地問題シンポジウムを開催し、普天間飛行場の全面返還への道筋について考えました。

普天間飛行場を抱える宜野湾市代表をはじめ、国会で国政を担う政党の代表者ならびに専門的な立場から御意見を述べていただいた識者の方々、そして大きな関心をもって参加した多くの市民ならびに県民の皆様の熱心な討議により、私たちは、普天間飛行場周辺の宜野湾市民の厳しい爆音被害と墜落不安など普天間飛行場の現状についての認識を深め、一日も早い全面返還について、それぞれの立場から具体的な解決策について検討をしました。

普天間飛行場全面返還合意の原点は、宜野湾市民の厳しい爆音被害と危険な 住宅地上空の旋回飛行訓練を一日も早くなくし、沖縄県民の基地負担の軽減を 図ることです。

しかし、返還期限の満7年が過ぎた今日、普天間飛行場が返還される目途は立っていません。米軍の求める海上施設建設を進める日本政府および沖縄県の取り組みでは、飛行場の移設は最短でも十数年後、あるいは20年後になるおそれがあります。

一方、日米特別合同委員会での航空機騒音規制措置の合意にも関わらず宜野湾市民の爆音被害と住宅地上空の訓練飛行は著しく増加しており、地域によっては一日に200回以上もの米軍機旋回訓練による騒音被害が発生しています。私たちは、今後、十数年から20年以上も現状を放置させることはできません。

日本政府と沖縄県は、4年前の閣議決定に基づいて十数年以上かかる海上基地建設を普天間飛行場返還の唯一の方法とする立場をこれまで堅持していますが、それでは普天間飛行場周辺の宜野湾市民の厳しい現状の解決にならないことは明白です。

米国政府が在沖米軍基地を含めて海外米軍基地の見直しを進めようとする今こそ、普天間飛行場返還の原点に立ち返り、沖縄県民の基地負担の軽減を実現するため日米両政府が沖縄の米軍基地について協議し、海外米軍基地の閉鎖再編計画の中で5年以内に普天間飛行場の閉鎖・全面返還を実現することを強く求めます。以上宣言する。

2003年12月2日 平成15年度普天間基地問題シンポジウム

米軍への返還要請書

宜基渉第 57 号 平成15年10月17日

在日米海兵隊基地司令官 ロバート・R・ブラックマン中将 殿

沖縄県宜野湾市長 伊 波 洋 一

米軍普天間飛行場の返還について(要請)

貴殿におかれましては、沖縄県民の基地負担軽減のため、平素よりご尽力さ

れ良き隣人政策によって、沖縄の文化と伝統、経済発展に理解と協力を続けるブッシュ米国大統領閣下をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げます。

1996年12月沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の最終合意以来、 8万7千市民共々、普天間飛行場の返還を心待ちにしております。

しかし、今年の12月2日でSACO合意の5年乃至7年の最終期限は過ぎようとしております。

普天間飛行場から受ける基地被害は、SACO合意による普天間飛行場航空機騒音規制措置以降も著しく悪化し続け、市民からは、「2分おきにヘリが旋回している。屋根すれすれで、子供も寝つかない。」、「やたら最近飛行の回数が多くなっている。」、「夜間の騒音が激しくて、子供を寝かしつけても寝てくれません。」、「気が狂いそうです。あらゆるものが夜遅くまで訓練している。たまらないです。」、「夕方からずっと夜間訓練をしている、ノイローゼになりそうです。」等、日常的に騒音に対する苦情が寄せられています。

このような市民からの悲痛な訴えと、厳しい状況を打開するために普天間飛行場の5年以内の閉鎖と全面返還を求める取り組みを開始いたします。

この度、ブッシュ米国大統領やラムズフェルド米国防長官の来日が予定されるこの機会に宜野湾市民の声を届けるため、別紙のとおりブッシュ米国大統領へ書簡を送付いたします。

貴殿におかれましても、米軍普天間飛行場の5年以内の閉鎖・返還にご尽力下さいますよう切にお願い申し上げます。

日本政府への返還要請書

宜基渉第 57 号 平成15年11月12日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

沖縄県宜野湾市長 伊 波 洋 一

米軍普天間飛行場の返還について(要請)

貴殿におかれましては、沖縄県民の基地負担軽減のため、平素よりご尽力されていることに感謝申し上げます。

1996年12月沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の最終合意以来、 8万7千市民共々、普天間飛行場の返還を心待ちにしております。

しかし、今年の12月2日でSACO合意の5年乃至7年の最終期限は過ぎようとしております。

普天間飛行場から受ける基地被害は、SACO合意による普天間飛行場航空機騒音規制措置以降も著しく悪化し続け、市民からは、「2分おきにヘリが旋回している。屋根すれすれで、子供も寝つかない。」、「やたら最近飛行の回数が多くなっている。」、「夜間の騒音が激しくて、子供を寝かしつけても寝てくれません。」、「気が狂いそうです。あらゆるものが夜遅くまで訓練している。たまらないです。」、「夕方からずっと夜間訓練をしている、ノイローゼになりそうです。」等、日常的に騒音に対する苦情が寄せられています。

このような市民からの悲痛な訴えと、厳しい状況を打開するために普天間飛行場の5年以内の閉鎖と全面返還を求める取り組みを開始いたします。

貴殿におかれましても、米軍普天間飛行場の5年以内の閉鎖・返還にご尽力下さいますよう切にお願い申し上げます。

沖縄県中部市町村会決議文

米軍基地普天間飛行場の閉鎖・返還を求める決議

沖縄は第二次大戦後58年間もの半世紀以上にわたって、米軍基地の過重な負担を強いられてきました。日米両政府が普天間飛行場の全面返還を合意したにも関わらず、約束が履行されておりません。沖縄県民、中部地域住民の生活環境は著しく悪化の一途を辿っております。

普天間飛行場返還の遅れによる地域住民生活の危険性と沖縄県民への過重な基地負担の継続は深刻な状況にあります。また、1996年12月に日米両政府が全面返還を合意した最終期限の7年を経過し、今尚、返還の目途が立たず返還問題が滞っていることに大きな懸念を抱いております。

普天間飛行場全面返還合意の原点は、地域住民の厳しい爆音被害と危険な住宅地上空の旋回飛行訓練を一日も早くなくし、沖縄県民の基地負担の軽減を図ることでありました。

一方、日米特別行動委員会での航空機騒音規制措置の合意にも関わらず、地

域住民の爆音被害と住宅地上空の訓練飛行は著しく増加しており、地域によっては一日に200回以上もの米軍機旋回訓練による騒音被害が発生しています。 地域住民の生活安定を守るためにも、一日も早い返還が求められております。

2003年11月25日、米国政府は米本国と海外に展開する米軍基地の再編に向けて取り組むことをブッシュ大統領が強い決意をもって内外に表明をいたしました。

米国政府が、在沖米軍基地を含めて海外米軍基地の見直しを進めようとする今こそ、普天間飛行場返還の原点に立ち返り、沖縄県民の基地負担の軽減を実現するため日米両政府及び沖縄県におかれましては、沖縄の米軍基地について協議し、海外米軍基地の閉鎖再編計画の中で早期に普天間飛行場の閉鎖・全面返還を実現するよう要請致します。

平成16年2月17日

中部市町村会

宜野湾市基地対策協議会委員

	市	名				団体・職業
1	学識経験者	新	垣		勉	弁護士会会長
2	<i>II</i>	佐	藤		学	大学教授
3	"	石	原	昌	家	大学教授
4	"	高	良	鉄	美	大学教授
5	<i>II</i>	保	坂	廣	志	大学教授
6	<i>II</i>	W·	Γ・ラ	ランド	ール	名誉教授(沖国大)
7	市民代表	前加	良	ひと	۲み	市民
8	"	石	Ш	元	平	市民
9	"	崎	Щ	和	子	自治会長会長
10	"	田	場	典	信	自治会長
11	11	津波	古	良	_	自治会長
12	団 体	狩	俣	吉	正	連合沖縄会長
13	<i>II</i>	大	城	紀	夫	職員代表
14	11	砂	Ш	かま	s I)	NPO職員
15	地主会					地権者
16	"					地権者
17	"					若手地権者
18	市職員	宮	城	義	昇	教育長
19	"	比	嘉	忠	信	基地政策部長
20	11	多和	I田	真	光	総務部長